

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 令和4年9月16日(金) 午前9時30分 開会
午後5時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉 本 訓 規
副委員長	奥 本 佳 史
委 員	西 川 善 浩
〃	柴 田 三 乃
〃	梨 本 洪 珪
〃	松 林 謙 司
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	吉 村 始

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
人事課長	植 田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
総務部長	東 錦 也
総務部理事兼都市整備部理事	安 川 博 敏
生活安全課長	津 本 佳 成
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
税務課長	椿 本 真 司
税務課主幹兼収納促進室長	油 谷 知 之
税務課主幹	白 澤 良 枝

市民生活部長	前 村 芳 安
市民生活部理事	林 本 裕 明
市民窓口課長	森 本 欣 樹
保険課長	増 井 朋 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	堀 川 雅 樹
地域包括支援課長	西 川 賢
健康増進課長	松 本 育 子
新型コロナウイルス対策室長	鬼 頭 卓 子
こども未来創造部長	井 上 理 恵
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	吉 村 和 則
都市計画課長	奥 田 雅 彦
教育部長	西 川 育 子
教育部理事	板 橋 行 則
生涯学習課長	葛 本 章 子
体育振興課長	吉 田 賢 二
体育振興課主幹	吉 村 賀 央
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎
会計管理者	吉 井 忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 令和3年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 認第6号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。2日間、皆様のご協力で何とか予定どおり行ってます。最終日なんですけども、まだまだ慎重審議あると思いますので、皆さん、本日も1日よろしく願いいたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。横井議員、吉村議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますのでマイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行について、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くなならないよう順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。発言につきまして簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。理事者側におかれましても、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者が替わると初めに所属、役職名と名前を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。

それでは議案審査に移ります。

先に、昨日の答弁の追加、補足か分からないですけど。

吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。よろしくお願いいたします。

昨日の6款の新町公園管理運営事業の中で、奥本副委員長からのご質問で、芝生管理委託料について、請負業者でございますが、令和2年度と令和3年度、契約業者が替わってるという説明をさせていただきました。入札により毎年業者がどこへ入るか分からないという意味で申し上げたのですが、令和3年度は関連業者で令和2年度の請負業者も関係しております、アドバイザーのその辺のノウハウを蓄積してるという意味で、その説明が不足しておりました。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ちょっと分かりづらかったんですが、要するに契約は違ったけども、2年間同じ業者がアドバイザーの指導を受けて対応していただいていたということでよろしいですね。分かりました。

杉本委員長 それでは、一般会計歳入について説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計管理者の吉井でございます。本日もよろしくお

願いいたします。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。

決算書12ページをお願いいたします。なお、説明につきましては、左から、款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄となっております。

1 款市税におきましては、全体で42億6,641万1,600円の収入でございます。

1 項1 目個人につきましては16億6,095万8,994円、2 目法人につきましては2 億7,533万9,775円の収入でございます。

2 項1 目固定資産税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして19億2,526万4,816円の収入で、2 目国有資産等所在市町村交付金につきましては、275万9,700円の収入でございます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割につきましては373万1,000円の収入で、2 目種別割につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして1 億814万5,123円の収入でございます。

4 項1 目市たばこ税につきましては、2 億9,021万2,192円の収入でございます。

2 款地方譲与税につきましては、全体で1 億844万3,000円の収入でございます。

1 項1 目地方揮発油譲与税につきましては2,664万円、2 項1 目自動車重量譲与税につきましては7,616万9,000円の収入でございます。

3 項1 目森林環境譲与税につきましては、563万4,000円の収入でございます。

3 款利子割交付金につきましては、364万5,000円の収入でございます。

4 款配当割交付金につきましては、4,959万円の収入でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、5,681万6,000円の収入でございます。

14ページをお願いいたします。6 款法人事業税交付金につきましては、5,022万6,000円の収入でございます。

7 款地方消費税交付金では7 億5,742万円、8 款環境性能割交付金では1,077万7,000円、9 款地方特例交付金につきましては、全体といたしまして7,382万2,000円の収入でございます。

15ページをお願いいたします。1 項1 目地方特例交付金につきましては、6,010万8,000円の収入でございます。

2 項1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、1,371万4,000円の収入でございます。

10 款地方交付税におきましては、50億7,825万2,000円の収入でございます。

11 款交通安全対策特別交付金におきましては、387万9,000円の収入でございます。

12 款分担金及び負担金では、全体といたしまして1 億2,402万720円の収入でございます。

1 項分担金、1 目農林商工費分担金におきましては、217万円の収入でございます。2 目災害復旧費分担金の収入はございませんでした。

2 項負担金、1 目民生費負担金につきましては、1 億2,185万720円の収入でございます。

2 目消防費負担金の収入はございませんでした。

13 款使用料及び手数料でございます。全体といたしまして、1 億7,181万9,272円の収入で

ございます。

1項1目総務使用料におきましては1,102万1,277円、2目民生使用料では8万6,000円、3目衛生使用料では760万円、4目農林商工使用料では180万550円、5目土木使用料におきましては7,535万850円、6目教育使用料では729万5,385円の収入でございます。

2項1目総務手数料では、1,194万9,500円の収入でございます。

18ページをお願いいたします。2目民生手数料は200円、3目衛生手数料は5,636万5,110円、4目農林商工手数料では1万4,400円、5目土木手数料におきましては33万6,000円の収入でございます。

次に、14款国庫支出金でございます。全体といたしまして、40億5,890万6,941円の収入でございます。

1項1目民生費国庫負担金では、14億3,411万9,644円の収入でございます。

19ページをお願いいたします。2目衛生費国庫負担金では1億8,027万892円、3目災害復旧費国庫負担金の収入はございませんでした。

2項1目総務費国庫補助金では、3億2,641万6,056円の収入でございます。

2目民生費国庫補助金では、14億9,669万213円の収入でございます。

21ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金では、1億8,570万円の収入でございます。4目土木費国庫補助金では、3億8,873万7,589円の収入でございます。

22ページをお願いいたします。5目消防費国庫補助金では88万1,000円、6目教育費国庫補助金では3,662万7,330円の収入でございます。

3項1目総務費委託金では34万2,834円、2目民生費委託金では936万4,383円の収入でございます。

23ページをお願いいたします。15款県支出金でございます。全体といたしまして、10億2,790万6,678円の収入でございます。

1項1目民生費県負担金では、5億9,393万5,772円の収入でございます。

2項1目総務費県補助金では、69万円の収入でございます。

2目民生費県補助金では、2億7,694万5,247円の収入でございます。

24ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金では、1,282万5,000円の収入でございます。

4目農林商工費県補助金では4,200万2,873円、25ページのほうに移らせていただきまして、5目土木費県補助金では16万円、6目消防費県補助金では48万4,500円、7目教育費県補助金では1,482万1,045円の収入でございます。

8目災害復旧費県補助金については収入はございませんでした。

3項1目総務費県委託金におきましては、8,596万6,568円の収入でございます。

26ページをお願いいたします。2目民生費県委託金におきましては、7万5,673円の収入でございます。

16款財産収入でございます。全体といたしまして、2,850万8,452円の収入でございます。

1項1目財産貸付収入におきましては、154万7,308円の収入でございます。

2目利子及び配当金におきましては、139万5,588円の収入でございます。

27ページをお願いいたします。2項1目物品売払収入では、1,974万7,014円の収入でございます。

2目不動産売払収入におきましては、581万8,542円の収入でございます。

17款寄附金でございます。全体といたしまして、7,387万2,730円の収入でございます。

1項1目一般寄附金では1,967万円、2目土木費寄附金では4万4,730円、3目ふるさと応援寄附金では5,160万8,000円、4目農林商工費寄附金では5万円、5目総務費寄附金におきましては250万円の収入でございます。

18款繰入金でございます。全体といたしまして、3,020万9,152円の収入でございます。

28ページをお願いいたします。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金及び2目緑化基金繰入金は収入がございませんでした。

3目教育基金繰入金では49万9,250円、4目体力づくりセンター整備基金繰入金では2,474万8,000円、5目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金では496万1,902円、6目地域振興基金繰入金は収入がございませんでした。

19款繰越金につきましては、2億3,110万3,246円の収入でございます。

20款諸収入では、全体といたしまして、1億4,792万9,794円の収入でございます。

29ページをお願いいたします。1項1目延滞金におきましては、878万3,892円の収入でございます。

2項1目預金利子におきましては5万818円、3項1目滞納処分費の収入はございませんでした。

2目弁償金では、600円の収入でございます。

3目過年度収入では、894万1,076円の収入でございます。

4目雑入につきましては、1億3,015万3,408円の収入でございます。

31ページをお願いいたします。21款市債では、全体といたしまして13億8,800万円の収入でございます。

1項1目総務債では1億1,920万円、2目民生債では1億3,500万円、3目衛生債では800万円。

32ページをお願いいたします。4目農林商工費では4,560万円、5目土木債では5億2,900万円の収入でございます。

33ページをお願いいたします。6目消防債におきましては、4,830万円の収入でございます。

7目教育債では7,840万円の収入でございます。

8目災害復旧事業債での収入はございませんでした。

9目臨時財政対策債では、4億1,860万円の収入でございます。

10目減収補填債におきましては、590万円の収入でございます。

34ページをお願いいたします。収入合計といたしまして、予算現額187億1,096万3,020円、収入済額177億4,155万8,585円、不納欠損額889万6,727円、収入未済額8億5,477万6,919円

でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。幾つかお聞かせください。

12ページになります。1款の市税のことについてお伺ひします。

1つは市民税ですけれども、これが前年度より多少増額になっているということです。調定額を見ますと前年より減ってはいるんですが、増額になっているのは、税の徴収率が大変高くなってるように思うんですけれども、これ何らかのことをされたのかどうか、そのことについてお伺ひします。あわせて、法人市民税のところも、これは純粋に増加してるんですけれども、景気変動もあると思うんですけれども、市税対象の法人の数が増加してるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。これが税に関することの1点目です。

それから2つ目ですけれども、22ページ、14款3項1目1節の自衛官募集事務委託金です。これがちょっと前年度よりも増加して、予算1万円計上でしたが4万幾らになってますので、何らかの事務委託が増えてこういう金額になっているのか、その内訳についてお伺ひいたします。

ちょっと戻りますけれども、17ページになります。13款1項6目の5節ですが、スポーツ施設の使用料についてです。ここで幾つかスポーツ施設が挙がっております。かなり金額のばらつきもあると思います。これ、内訳がそれぞれどうなってるのかということについて伺いたいんです。市内の人は無償でやってる場合は市外の人だけになるでしょうし、スポーツセンター及びグラウンド、運動場なんかの使用料、かなり差があったりしますので、この内訳について。

以上、3点お伺ひいたします。

杉本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 おはようございます。税務課の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの市税のご説明のほうをさせていただきます。まず、個人市民税につきましては、調定額で対前年度比約2,650万円の減となっております。納税義務者でございますが、令和2年度が1万7,174人、令和3年度が1万7,325人で、合計で151人が増加しております。

内訳といたしまして、普通徴収が304人の減少、特別徴収で455人の増加となっております。特別徴収の増加の要因といたしましては、ほかの県でも特別徴収の推進をしておられ、その付近にある事業所が特別徴収に変わった結果だと推測しているところでございます。また、所得の変動の要因といたしましては、人口の微増によります納税義務者の増加、また60歳定年を迎えられて以後も働かれる人が増えているのではないかという要因を推測しております。納税義務者につきましては増加いたしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあ

り、収入のほうは減少になっております。それに伴いまして調定額が減少となっているところでございます。

あと、法人市民税につきましては、調定額で対前年度比1,882万9,300円の増となっているところでございます。法人数でございます。令和2年度の法人数718法人に対しまして、令和3年度の法人数が780法人となっております、対前年度比62法人の増となっているところでございます。

調定額が増額となっている内訳といたしましては、1,882万9,300円のうち、1,434万9,300円、こちらが法人税割となっております、4号法人と1号法人の対前年度比の増収が主な原因と考えております。

以上でございます。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 おはようございます。総務部、東でございます。よろしく願いいたします。

谷原委員のご質問で、自衛官募集事務委託金でございます。これにつきましては、自衛官の募集に関しまして、市の広報誌に掲載をした事務に対しまして、自衛隊法第97条第3項、経費は国が負担するということになっておりまして、それに係る入の部分でございます。

毎年実績額を報告しておりますが、その各年度によりまして、国から奈良県への配分が異なることから各市町村への配分も異なるということございまして、令和3年度におきましては配分がいつもより多かったということで増となっておりますわけでございます。

以上でございます。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。よろしく願いします。

ただいまのご質問の、保健体育使用料の内訳ということでございます。まず、夜間照明等使用料は、体育振興課とコミュニティセンター全ての施設の夜間照明に係る使用料でございます。

次に、新町公園球技場使用料で29万2,520円でございますが、こちらにつきましては新町公園球技場使用料に係る分で、全てサッカー競技での使用に伴うものでございまして、中学校体育連盟サッカーや奈良県シニアサッカー等での使用38件分の使用料となっております。

次に、スポーツセンター使用料で8,320円でございますが、こちらは當麻スポーツセンター体育館で奈良県高等学校体育連盟バレーボールの大会での使用料でございます。市民体育館使用料1万6,700円も大会での使用についての使用料となっております。

内訳については以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと答弁漏れがありましたので、徴税について、要は収納率、これが上がったことによって、多分増額になっている市民税のほうですね。何か上がった理由について再度お願いいたします。

杉本委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課の油谷です。よろしく願いします。

ただいまの市税の未納額等が徴収率が上がってる要因といたしましては、1つは個人市民税の特別徴収の分が増えているというところと、徴収におきまして、未納の方につきましての催告書を送付しているんですけども、その催告書を送る機会を増やすなどして、未納のある方についてお知らせの機会を多くしておる状況です。よろしくをお願いします。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。税の徴収につきましては、よく分かりました。努力されているということで上がったということだと。法人のほうも課税対象法人が増えてるということで、収入増に心がけていただいていることはよく分かりました。それから、自衛隊の募集につきましては、もう委託については新たな事業をやって増えてるわけではないということもよく分かりました。

2点目のところになるんですかね。スポーツ関係の施設について、新町公園球技場については、これは大会ですか。それとも体育館については大会のみ使用料が発生して使っているようなところだろうと思うんですけども、新町公園球技場、サッカー場で29万円と、これは非常に多いんですけども、これはどういう内訳になってるんか。体育館と同じように大会使用に対する費用なのか、そうでなくて一般の方が使われる、市外の方、これもうちちょっと詳しくお聞かせ願えたらと思います。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまのご質問で、新町公園球技場の使用の状況でございます。ただいま申し上げました使用料の分は、全て大会に関係するものでございまして、市内のスポーツ団体であったり利用の場合、減免をさせていただいてますので、大会のみの使用の使用料を徴収させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。新町公園は、私も先日通ると、シニアの方がサッカーに興じておられまして、大変サッカーでシニアの方が走り回ってるという、青い芝生の上でね。大変喜んでおられたということで、そういう大会ですね、それについての使用料ということでよく分かりました。ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに。

柴田委員。

柴田委員 同じく17ページの13款1項6目の節で言うと4節の中央公民館使用料についてなんですけれども、これは基本、市民の方は無料だと思うんですけども、この19万3,070円の内訳を教えてくださいませんか。その中には、第2健民運動場の使用料とかも入っているのかをお願いします。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

中央公民館の使用料の分についてでございますが、まず中央公民館の使用料につきましては、葛城市公民館条例で規定されております。また、室の利用につきましては2名以上から、市内在住・在勤の方は無料としております。このような中、成果報告書71ページの利用状況につきましては、利用人数、利用件数、それぞれの数字はそれぞれの総数となっております。委員からのご質問の利用者とその内容ということでございますが、利用者につきましてはサークル等が主でございます、その利用内容につきましてもサークル等の活動内容が主な内容となっております。有料でいただいております件数にいたしますと約80件、人数にしますと930人程度になります。ただし、930人とは申しますが、小ホールのほうはお申込みいただいたときの合計人数になっておりますので、実際お使いになった方は多少変動するかと思います。

これは奈良県新庄第2健民運動場の部分が入ってるかですが、奈良県新庄第2健民運動場はそのような規定がございませんので、ここには入っておりません。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 じゃあ、使用料というのは幾らかというのは、もう規定で一定の値段なんじゃないかな。

それと運動場は規定がないということであれば、市民の方だったら無料で、どういう使用目的でもいいと。使用目的もちょっと聞かせていただきたいんです、特に運動場の場合、どういう使用目的かという規定はあるかどうか。

杉本委員長 葛本課長。

葛本生涯学習課長 生涯学習課の葛本でございます。

まず、中央公民館の使用料でございますが、各部屋、午前、午後、夜間と3つに分けて、その時間ごとに使用料を決めさせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田でございます。

体育施設ということで、奈良県新庄第2健民運動場についての説明をさせていただきます。ただいま、使用料の件のご質問ですが、条例のほうには料金の設定がないということで使用料はないということなんです、その使用目的ですが、体育関係のソフトボールであったり、そういう目的での利用申請について結果を出しているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 健民運動場でございますけども、基本的には無料になっております。こちらのほうは県のほうに造っていただいたグラウンドでございます、ほかのまた運動施設とは別の考え方を持っておりますので、もう基本的には無料という考え方で行っております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 じゃあ、一応サークル活動だと、中央公民館で市内の方でも有料で使用されてるという理解でいいのかなと思うんですけど、運動場は基本、誰でも無料で借りれるということで、目

的としては体育関係で使っていただくということですのでよろしいですね。

杉本委員長 よろしくないでしょう。多分。

葛本課長、どうぞ。

葛本生涯学習課長 生涯学習課の葛本でございます。

中央公民館につきましては、市内の方がご利用いただくときには無料です。ただ、市外の方がご利用になると有料になります。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 私の理解がちょっとできてなくて、市内の方だとサークル活動でも無料で、市外から来られたら有料ということで、ありがとうございます。

杉本委員長 これ、ホームページにはちゃんときっちり載ってますもんね。ちゃんと見たら分かるようになってますよね、今ね。

葛本生涯学習課長 なってると思います。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 では関連で、今、お二方質問されました17ページの新町公園球技場使用料の件です。ちょっとだけ意見だけ言わせていただきたいと思いますと思うんですけども、ここに関しましては昨日も議論しましたように、アドバイザー費用であるとか管理費用であるとか、非常に単費をかけて整備を進めながら、大切に使っていく施設であるというふうに思いますので、この収入の話ですね、市民の方には、私は本当に喜んでいただけるように使っていただけたらいいと思うんです。ただ、やっぱり市外の方とかほかの方が入ってくるときには、しっかりとこの歳入と歳出の差を埋めていくような、そういったことも考えていただきたいなというところ、これはほかの委員も常々おっしゃっておられますので、またこれはこの施設だけではなくて、市内全般の施設に関して一度そういったところを考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

質問は1点だけ、今のは要望だけです。質問は1点だけです。27ページ、16款2項1目1節リサイクル物品売払代金1,578万1,974円、これ、非常にやっぱり増えてると思いますので、その辺の内容について教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。どうぞよろしくお願いします。

こちらにつきましては、令和3年度中に市民の方のほうで分別いただいたごみのリサイクル品としまして業者のほうに売払いをしているものでございます。令和2年度と令和3年度の単価につきまして、令和3年度の単価とその増減につきましてご説明させていただきたいと思います。時間の都合上、主だったものに抜粋させていただきたいと思います。

まず、アルミ缶、令和3年度126.50円、単位はキログラム当たりの金額になっております。これが51.08円の増となっております。スチール缶につきましては、32.18円、15.12円の増となっております。鉄くず、30.80円、14.54円の増となっております。アルミシュレッター

85.25円、31.64円の増となっております。雑線173.71円、72.03円の増となっております。こちらにつきまして、搬出量につきましては増減様々あるんですけども、結果的に売払い代金として入が令和2年度から令和3年度、602万1,010円の増額となっております。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 詳細なご説明ありがとうございました。このリサイクル物品売払代金、本当に市にとって非常に財産になると思うんです。この単価聞いていただいたらほかの皆さんにもお分かりいただけたと思いますけれども、もう倍以上に上がってる単価もあれば、軒並み全て上がっているというところで、600万円以上のプラスになってると。これ、年によってあれがあるので、非常にこの設定というの難しいのかなというふうに思うんですけども、この間、総務建設常任委員会でも厚生文教常任委員会でも議論してきましたように、有価物の買取り業者というの非常に増えてるというところで、実際にこういった市場は非常に活性化しているというふうに私も聞いています。ですので、そういった市場の原理をしっかりと取り入れて、高く売れるものに関しては高く売れるような仕組みづくりを、また原課のほうでやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思うんです。

一方で、古紙のほうはご説明なかったんですけども、古紙のほうは入ってるのかというところだけ、古紙とか市で収集してます古布ですね。ぼろと業界用語では言うんですけども、古布のほうはここに入ってるのかというところだけ再度確認させていただけますか。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 古紙につきましては、先ほどと同じように、令和3年度2.46円、これも同じくキログラム当たりです、0.42円の増。古布、マイナス3円。これは引き取っていただくのに料金が必要になるということになります。0.42円の減ということになっております。段ボール、7.5円、0.5円の増。シュレッターにつきましては、1.38円、0.84円の増となっております。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 この古紙の回収については、昨日、おとついやったかな、議論した集団回収のことにも関わってくると思うんですけども、さっき古着がマイナス3円というふうにおっしゃいましたけれども、これ取ってもらえるだけでも本当にありがたいような状況なんですよ。というのも、本当に市場の中ではこれはもう古着が回っていかないということで、もうひどいところは全部焼却に回ると。焼却に回ると、今度はマイナス3円では済まないわけですよ。やはり、単価が低いというか、そのときそのときにしっかりと対応していただけるような業者とのお付き合いというのが、こういった面では大切になってくるのかなと思うんです。その辺り、クリーンセンターのほうでしっかりと、市場でしっかりと収益が上げられるようなものなのか、それともこれをきちっと流通させるために必要なところとやっていくべきものなのかというところをしっかりと判断した上で、容器包装リサイクル法もごございますので、そういったところも加味しながら検討いただきたいということをお願いだけしておきます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 よろしくお願ひいたします。また今の関連になるんですけども、その関連が2つと、1つ確認のところでお願ひします。

まず関連で申します。今の新町公園球技場に関するところなんですけども、これまでもいろんな議員が指摘されてまして、やはりあれだけお金かけてる芝のグラウンドをもっと有効活用というか、やっぱりお金出しても使いたいという方がいらっしゃるんです。一例申し上げますと、今年、公にはしませんでしたけども、夏前に教育委員会にご協力いただきまして、橿原市と一緒に発達障がいの子どものための支援事業をやったんです。そこにプロのサッカー選手を実は呼んだんです。非常にメジャーな誰もが知ってるような人が来てくれるということやったんですけども、終わってからその方といろいろ監督と話したんですけども、こんなにいいグラウンド、すごいですね。もう自治体が持つようなグラウンドじゃありませんよ。そのときは本当にもう子どもたちのイベントという福祉事業だったんですけども、大阪で試合あるときはここで調整したいと、施設の中にも、使えなかったけどシャワー施設もあるようなので、その辺整備してもらえて我々に開放してもらえるんやったら、お金出してもぜひ使いますよと。非常に場所的にもいいので、大阪へのアクセス近いから調整地にはもってこいやという話やったんです。そういう声も実際にあります。プロがそういうふうにおっしゃる状況のグラウンドなんです。宝の持ち腐れかなという気はしますので、ぜひとも今後その辺、市として、いつも奈良県新庄第1健民運動場やからと、県が造ってくださったからということで答弁がそこで終わってしまってるんですけども、この先、やっぱりあれだけのお金かけて、先人もずっと守ってこられた芝を維持していこうというふうになってるわけですから、そこに対してやっぱり使いたい方、当然、市民の方が優先だと思うんですけども、市外の方でもどうしてもここを使いたいという、本当にぜひともここでやってみたいという方がたくさんいらっしゃって、お金払ってもいいという方に対して使っていただけるというような方策を何とか考えられないか、もう一度だけそこを教えてください。それが1点です。

それから2点目は、先ほど東部長からご答弁いただきました自衛隊のところなんです。実はうちの息子にも自衛官の入隊募集が今年来たんです。いや、何でや何でやと言うた。この間の広報に17歳でしたか、17歳と25歳にはそういう案内を送ってますということだったと思うんですけども、案内要らない方は申し出てくださいという、ちょっとこれ順序逆じゃないかなと思うんですよね。個人情報保護法であれば、まずそういう情報提供の確認をした人でオーケーもらった人に対してそれを送るということになってたと思うんですけども、それよりも個人情報保護法よりも自衛隊法が優先されてる状況やと思うんですけど、その辺の法的な意味を教えてください。これが2点目。

3点目、これはもう確認だけなんですけども、ページで申しますと27ページ、これ歳出のほうのところの説明いただいたんですが、ふるさと応援寄附金。これ、当初予算4,000万円に対して1,000万円増額して、5,000万円の予算に対して更にそれが5,160万円という非常に

大化けした事業で、ここはこれでいいんですけども、その下に総務費寄附金というところで250万円、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金とあるんですが、これは確認ですけども、企業版のふるさと納税の人材派遣型の収入ということでよろしいのでしょうか。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の新町公園球技場等の芝グラウンドの利用に関してでございます。現在も、芝グラウンドにつきましては市外の団体につきましても大会等の利用での使用を許可しております、それで使用料等をいただいているところです。また、芝生グラウンドの使用につきましては芝生の管理に影響がない範囲内で様々な種目について使用いただけるようにしているところでございまして、ボーイスカウトの屋外活動の利用について声掛けをしたり、また体力づくりセンターのイベントでの使用について協議した経緯はありますが、延期となり、新たな活用にはつながっていないのが現状でございます。今後、いろいろな提案もしながら有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 そんなん聞いてないと思いますよ。

西川部長。

西川教育部長 教育部の部長の西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本副委員長のご質問といたしますか、ご要望といたしますか、市内の施設につきましては、有料の徴収につきましては差異があるような状況でございます。今後、検討してまいりたいと思います。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

私のほうから3点目、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金250万円、こちらで確認いただいていたかと思えます。副委員長がおっしゃっていただきましたとおり、こちらは令和2年10月に企業版ふるさと納税が新たに創設されまして、企業が寄附をした自治体の寄附活用事業に人材を派遣することで人件費相当額にも税額控除が受けられるようになったものということでございまして、葛城市では令和3年にリコージャパン株式会社様より、この制度を活用いたしまして葛城市の地方創生事業、葛城市まち・ひと・しごと創生推進事業に対しまして、DX推進員としてシステムエンジニアの人材派遣をいただいております。実際には令和3年10月より任用させていただきまして、全般的な業務といたしましては、葛城市への移住促進事業であったり子育て支援事業の取組といたしまして、スマート自治体推進事業にもつながりますけれども、住民向けサービスの開発のための支援を行っていただくなど、専門的な知識を持った民間的な視点でICTを活用した地域課題に向け、相互に協力し取組を行っております。250万円いただいております。内訳といたしましては、DX推進員の人件費といたしまして98万3,000円ということで使わせていただいております。空き家の解体補助金ということで51万7,000円、子どもの医療費扶助ということで50万円、相撲館の工事

請負費ということでエレベーターを改修しております。そちらに50万円ということで配当しております。

以上でございます。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。

ただいまの奥本副委員長の自衛隊の件についてご答弁をさせていただきます。

まず、自衛官募集事務でございますけれども、先ほど自衛隊法のお話をさせていただきました。第120条には、防衛大臣は自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとなっております。その中において、自衛官の募集に関しまして、本市といたしましては、募集適齢者の氏名であるとか生年月日、性別、住所の情報提供でございますけれども、葛城市の情報公開及び個人情報保護審議会にも答申を申し上げまして、審議会答申を尊重しながら運営をしておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 まず1件目のところの新町公園球技場に限定しての話になりますけど、もう本当におっしゃってることも分かるんです。ただ、これまでもいろんな議員が、委員長も大分過去にもその辺おっしゃってました。やっぱりそれが市の事業にもプラスになることでもあるし、希望される方に対して葛城市のアピールにもなるし、いい意味でこれを利用していったらいいかなと思うんですよ。だから、検討いただくということしかもう言えないと思いますけども、ぜひともその辺、本当に前へ進むように、前へ進むというか、我々議員がそれぞれ言っているようなことが実現するように、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。要望です。

自衛隊に関しましては、その個人情報保護法よりもこっちが優先するという解釈、今のご説明でその辺がよく分かりませんでしたけど、そういう解釈だということで、市の審議会にも諮ってるということですからよしとしますけども、やっぱり高校生とか大学生がいきなりあれ来ると、みんな面食らうんですよ。かといって、それをもう送らんでくださいと言うにも、どうやって手続していいかよく分からなくて、結局またその25歳か27歳になったらまた来るんですよ。結局その情報というのは、もうさっき言ったように性別まで含めて全部その国のほうに公開されてる状況になりますので、ちょっとこれどうかなという気はしましたんで質問させてもらったわけです。審議会でその辺審議された上でということでしたら、もう少し市民の方に、こういう審議会でも国のこういう法律に基づいて審議会でも審議した上で送ってますという、その辺の一文があれば分かりやすかったかなという気はします。いきなり来ると本当にびっくりしますんで。

それから3点目のほうの、やはりまち・ひと・しごと創生事業のところは企業版のふるさと納税ということで、昨日も申し上げましたけども、本当に企業版ふるさと納税というのは市にとっても大分メリットがあるんです。普通のふるさと納税であれば住民税の控除とかで

減収部分があるんですけど、これに関してはほとんどないんです。寄附する企業にとっても減税が非常に大きいというメリットがあるので、あと残り2年かな、令和6年度までになりますので、ぜひとも第2、第3のところを企画していただいて、この辺増やしてもらおうようにお願いしておきます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。私からは、13ページの1款4項1目ですね。もうお決まりのこの中では市たばこ税です。誰も言ってくれないので、僕と委員長しか言わないので言いますが、これがまずは喫煙者というのはちょっと減ってるのかなと思うんですけども、ここでは当初予算額では2億4,600万円、また補正で3,000万円も増額をされてます。また、調定額になって、それ以上も上回って、今回収入ということは2億9,000万円超えの収入済額というところになっております。また電子タバコの税率も変わってくるというところなので、これ今後またどうなるのかなと。もうちょっと増えるかというところ、この予想ですね。ちょっとまた聞かせていただきたい。

それと、同じく13ページの2款3項1目森林環境譲与税なんですけど、この使途ですね。歳出になる使途はどのような事業に使ったかというところをお聞きしたいというところですね。

それともう最後ですけど、27ページ、17款1項1目の一般寄附金ですけど、当初より100万円の予算額で1,967万円というところで、大口があったんかとか、その辺1回教えていただきたいと思います。

杉本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課、椿本でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのたばこ税についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度におきましては当初予算が2億4,600万円でしたが、3,000万円の増額補正によりまして2億7,600万円となったところでございます。調定額といたしましては、令和3年度が2億9,020万2,630円、令和2年度が2億4,526万4,330円でしたので、前年度比約4,500万円の調定増となったところでございます。増加の要因といたしましては、販売本数の増加、また加熱式たばこの本数換算のほうも影響していると考えております。今後の見通しといたしましては、今年度におきましても10月1日より加熱式たばこの本数換算が行われることによりまして税収の増加を見込んでおります。また、10月1日の日本たばこ産業におきましては、当初、財務省より認可されました小売定価、こちらのほうをぎりぎりまで再度改定いたしまして、例えば570円が600円という、当初8月末で財務省に要望したのを580円というふうな減額の申請も行っておられるみたいなので、加熱式たばこの本数換算が上がることによる税額、それをそのまま価格に乘せるんじゃないか、やっぱり小売価格も見ておられるんじゃないかと思っております。より消費者の方にとりましてもお買い求めやすくなったと思いますので、税収のほうも期待しておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしく願いをいたします。

西川委員からのご質問で、森林環境譲与税、これの使った用途は何であるのかということでございます。令和3年度の使った内訳でございますが、木育推進事業の取組としての積み木の購入費、それから森林地番図を業務委託しております、その費用ですね。それから、森林病虫害被害木の除去作業委託につきましての事業、それからもう1点、最後に森林環境教育推進事業といたしまして、小学校で行われております野外活動に関する費用の一部に充当しておるところでございます。よろしく願いをいたします。

杉本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしく願いいたします。

3つ目のほう、西川委員のご質問で、一般寄附金につきまして、当初予算額は100万円であったが決算額につきましては1,967万円と大口があったのかというお問い合わせでございました。お答えさせていただきます。

一般寄附金につきましては、性質上、当初予算計上の段階ではどれだけあるのかということも不確かですし金額も不確かということもありまして、年間の見込みを予測することは難しいため、過去の実績を勘案した中におきまして、最低限収入されるであろうと思われる金額で計上しております。予算額のほうは本市におきましては例年100万円を計上しております。寄附金ですので、年度によりまして当然ばらつきがございまして、金額は一定ではなく、その中におきまして令和3年度におきましては、実績といたしまして1,967万円のご寄附をいただいたというところがございます。

大口があったのかということですが、令和3年度の寄附の内訳を申し上げさせていただきます。寄附をいただいた日付順で申し上げます。大畑区長600万円、大同薬品工業株式会社100万円、南花内区長600万円、花内台自治会長300万円、笛吹区長7万9,000円、加守区長9万1,000円、宗教法人ほんみち300万円、奈良ヤクルト販売株式会社50万円。

以上となっております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、寄附金の話からですけど、ほんまにこうやって寄附を毎年毎年いただいて、やっぱりこれ良好な関係をきっちり築かれてるから、市としてもこうやって頑張ってくださいということで寄附いただけると思うので、その思いをきっちり受け止めて市も行政運営をしっかりしていかなあかんので、やっぱり良好な関係を築けてるというところやと思います。またこれも期待したいなと思うところがございます。

それと、たばこ税ですね。これについては、小売りのほうばかり上がって、もうそれも税のほうに増えるということもそれも大変なことで、今は頑張ってくれて、ちょっと値段も押さえてくれるけど税収も上がるような形になっていくというところなんですけど、僕が要望したいのは、これ目的税ではないとは思いますが、やっぱり各公共施設にはしっかりと分煙なり何なりというところを整備して、それもちょうと格好ええやつを何か、また言うたら虐げられるというか分からんけど、何かこっち隅に追いやられて灰皿だけ置いていたらえ

えわみたいなんとかじゃなくて、きっちりしたやつを公共施設にも置いていくかというところを考えていただきたいなというところです。その見た目がそれがいいじゃないですか。何かそういう格好ええ喫煙ブースとか、インターチェンジとかようありますやんか。そういうのを何か整備していくようなことも喫煙者の立場からちょっと要望したいなと思います。

それと、森林環境譲与税、これも昨日からいろいろ議論もあったと思いますけど、僕これについてはやっぱりこの森林環境譲与税にちゃんとした目的を持って、いうたらこれ完全に目的税ですよ。ちゃんとした目的を持ってまた森林の活用とか、これそのための森林環境譲与税なので、それに対して使っていくということを考えなあかんと。また昨日もバスの借上げ料とかもここに入って、これ前から、今はそういうふうに使やすいからこうやってるかもしれへんけど、積み木もそうですよね。それも昨日からずっと議論のあったことやと思いますし、それをしっかりと見直していただいて、これ森林環境譲与税はまた増えるんですかね。もう一回それだけ答弁いただこうかな。森林環境譲与税が年ごとにまたどれぐらい増えるか、市に対して収入がね。ちょっとそれだけ答えてもらえたら。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

具体的な数字は令和4年度の資料は手持ちでございませんのであれなんですけども、申し訳ないんですが、若干この金額より増えておったというふうに記憶しております。大きくは変わってはいなかったと思いますが、よろしくお願ひします。

西川委員 令和4年度じゃなくて、令和6年度までに上がっていきますやんか。それを見通しを言うてください。

吉村農林課長 見通しというのは、上がっていくというところなんですけども、事業としての見通しでよろしいんですかね。

杉本委員長 もうちょっとちゃんと聞きたい内容を言うてもうたら。

西川委員 この森林環境譲与税は、僕、一般質問聞いていただいてたかどうか分からんですけど、今は500万円のところで推移してるんですけど、令和6年度、令和8年度やったかな、令和8年度ぐらいまでにはもう800万円ぐらいまで上がる、もう言うてしまいますね。上がるんですね、これは。それが大体多分900万円弱ぐらいで推移すると思いますわ。それを、ここ増えていくのに、昨日言うたような形でちゃんとその森林の整備で充てるとか、葛城市の木育にきっちりやっていくというようなところに使っていただきたいというところがございますので、よろしくお願ひしときます。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。

西川委員 いいです。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 ちょっと火が付いてしまいまして、まず森林環境譲与税ですね。これ、財源は恐らく国民、市民皆さん方から徴収した税金がこういう形で地方自治体に税金として下りてくる。まずこ

の森林環境譲与税の利用目的といいますか、国が示してるこの金を使って何をするためにこういうものが補助金としてという表現がええのかどうか、出てくのかというところの整理がちょっと必要なかなというふうに思うので、もう一度目的を教えてください。教えてください。

それから、先ほど寄附金というお話で、もうざっくり誰が何ぼというのをぼかーんと出てしまったので、あのままストレートに聞いてはったら、何じゃこの600万円はというふうにいふに聞こえるので、フォローする意味じゃないですけども、お聞かせ願いたいんですけども、内蔵課長。600万円2口の部分はちょっと違うと思うんですよね。あれは、中身は私の知る範囲内と言いますが、吸収源対策公園緑地事業を誘致した大字についてはその土地代の3分の1相当分を寄附してくださいという市の約束事によって寄附していただいたということですよ。その辺のところを説明あったほうがいいかなと。それが悪いとかええとか言うてんの違いますよ。承知でその吸収源対策の公園を設置していただいているんですから、地元としてはもう承知の上での寄附行為やと思うので、そこらはちょっとあってもいいかなと。

それから、もう1個火が付いた新町公園球技場のことなんですけども、いろんな考え方があって、29万円のその使用料が果たして多いんか少ないんかということなんですけども、昨日の費用のほうで、新町公園球技場の維持管理に年間何ぼかかっとなねんという金額に対して29万円ですので、290万円よりまだ多いぐらいの金額でしたよね。だから10倍以上、10分の1以上の費用対効果やということになりますよね。38件分、38回貸して29万円ということは、1回借りても1万円も要らんのかという計算になるんですよ。これ、市外の方ですよ。市外の方が、これだけかけて管理しているグラウンドを1日1万円以下で借りれるんですわ。ゴルフ場を回るイメージあったら、どんだけどのぐらいの差があんのかなとちょっと私イメージしたんですけど。それはともかく、これ借りていただくのはいいですよ。ところが、借りていただく限度がありますわ。この養生期間とかいろんなんがあつてね。ほんなら1日10万円とかという設定もあんのかなとか。例えばヤンマースタジアム長居を借りたら何ぼやねんと。ほぼ同じ芝生のレベルであれば、あそこの借りる料金も取りあえず算定の1つとして、比較する対象として、ヤンマースタジアム長居は50万円やと。ほんならうち5万円でええわ、10分の1にしといたるわみたいな算出方法も考えていかなんのと違うかなと。自慢話ばかりして、この所帯厳しい中であれだけのお金使うてんのやから、納税者が理解できる運営をしてほしいというのが私の願い。先ほどもありました、私はあのグラウンドに足1回も踏み入れたことない。恐らく市民の99%、99. もうちょっと行くかもわからん。あのグラウンドに足踏み入れた経験のある人はごく僅かなんですよ。それでもあのグラウンドを今後とも市のシンボルとしてというか、それで維持管理すんねんというお考えであればそれもいいかもわかりませんが、私が以前にお願いして、市民のための利用の仕方、こういうようなことも考えるのであれば、機会を設けて、ああ、あそこよかったな。年に1回しか行かへんけども、あのグラウンドで何々したことが忘れられへんねんとかいう思い出になるような運用の仕方を、小・中学校の生徒の皆さんとかに経験を積ませてあげたいな。ほんな

ら、ああ、あそこでサッカー場、お金かけてきれいな芝生を葛城市は持ってんねんと、自慢話子どもたちに備わってくる、高齢者も含めてですけども。まずはそこと違うかなというふうに思うので、しっかりとこのグラウンドの有効活用について考えていただきたいなど。

ちょっと分かりにくかったんでお尋ねしますけども、奈良県新庄第1健民運動場、奈良県新庄第2健民運動場、それから當麻健民グラウンド、これ3つあるんですよ。先ほど、健民運動場は県に造ってもうたから、もうただで開放しますという市長のご答弁がありました。奈良県新庄第1健民運動場に芝生ありましたよね。あれもただですか。奈良県新庄第1健民運動場と奈良県新庄第2健民運動場とは条件違うとか、どうなんですか。あれとの差別化はされてるんですかね。いろいろ聞いて申し訳ないね。そんだけちょっとお願いします。

杉本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

増田委員ご質問の制度の目的でございますが、昨日も申し上げましたが、温室効果ガスの排出削減目標の達成や、あるいは災害防止等を図るため、この森林整備などに必要な地方財政を安定的に確保する観点から、この森林環境譲与税は創出をされております。本市におきましては先ほど申し上げましたような事業を実施しているところなんですけど、今後におきましても、他市町村の先進的な事例なども含めた中で、市内の山林の整備、管理につながるような取組をしてみたいかなということ考えております。現在、森林地番図を作成して意向調査につなげて、消費者の意思確認とかいう部分にまずは取り組んでいきたいというところで、先ほど申し上げました森林地番図の作成等の業務から着手しておるところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

杉本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

私のほうからは、吸収源対策公園緑地事業整備に伴います、大字から協力をお願いしております一般寄附につきましてご説明させていただきます。

吸収源対策公園緑地事業におきましては、平成24年度から事業を進めておりますけども、事業当初より、大字の要望により都市公園を整備する場合には、用地取得費を要する場合について、その用地取得費のおおむね3分の1に相当する額を大字にご協力いただいた上で一般寄附いただいているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課の吉田です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの芝生グラウンドの利用に関してでございます。市内ほかにも4つの公園ある中で、新町公園球技場の維持管理等、費用対効果も考慮しながら進めないといけないところでございますが、芝生のグラウンドにつきましては、例年ありました市民体育祭であったり、次の日曜日の9月18日葛城市民スポーツのつどいであったり、そういうところでの利用、またスポーツ団体での利用であったりで利用されているところではありますが、先ほどから説明させていただいたように、市外の大会での利用というところで利用されているところござ

います。そこで、奈良県新庄第1健民運動場、奈良県新庄第2健民運動場、そして奈良県當麻健民運動場があるところですが、健民運動場の設置の経緯につきましては、昭和41年から昭和46年の5か年計画で県が土地を買収し市町村に無償で貸与する形で設置された経緯があります。市町村は健民運動場条例を制定して、以降は維持管理、運営を行ってきたところで、グラウンドの料金設定につきましては、各市町村において定められたものでございます。無料のところもございますし、市内、市外、差を設けて料金を取っておられるところもございますが、そういった意味では市のそれぞれの考え方で決定されているところもございます。引き続き議論しながら、健民運動場の料金についても検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 聞いてんのと答えとちょっと違うので、森林環境譲与税の使い道に関しては、昨日私もいろんなご提案を申し上げまして、本来の事業目的とちょっとずれがあんのかなと。葛城市の山に入った現状、状況をしっかりと頭に入れてください。もう何年も前の台風の後、倒木された状況、これの改善も前に進んでない状況で、一番先にせんなんところはそこと違うかなと私は思うんですよ。歩けないような山林、山道、やっぱりその整備、その辺のところが遅れてるという実情をしっかりと頭に入れて、こういった補助金を活用しながら整備に当たっていただきたいというのが思いでございますので、積み木が悪いと言うてんのはございませんので、よろしくをお願いします。

寄附金はそういうことでしたということで、改めて都市計画課長のほうからご説明がありました。

グラウンドは、私聞いてんのは、奈良県新庄第1健民運動場は芝生を張ってますやんか。あそこも自由に入っていいんですかね。貸してと言うて、どっかサッカーの友達があんなサッカー場を使えると。先ほどの説明は新町公園球技場と奈良県新庄第1健民運動場とどういう取扱いなんですかね。2つある新町公園球技場というのは、あの北側のグラウンドと奈良県新庄第1健民運動場のサッカーする芝生の部分まとめてなんですか。ちょっとそれだけ部分的に答えていただけますか。

杉本委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田委員のご質問の西山の状況を確認してるんかということでございます。私のほう、昨年の9月議会終わってから忍海山ルート、山口の堰堤に下りるところ、それから葛城山麓公園に下りるところ、それから布施城ルート、確認をさせていただいております。当然、二上山のほうも私自ら確認に登らせていただいております。特に布施城ルート、そこについてはもう倒木と、それからもう状況としては普通の登山者は難しいのかなという状況です。それは自ら確認もしております。山口の堰堤に下りるルートにつきましては、取りあえず登山道としての機能は果たせておるという状況でした。葛城山麓公園に下りるルートにつきましては、1か所3メートルほどの水みちになっておるといふか、崩落現場がございました。そ

それを昨年確認して県の水循環・森林・景観環境部、担当の課に、今後どうしていけばいいかということも確認させていただいて、国定公園内であるので、そこを整備するにしても改修するにしても、令和6年度にその申請を受付して、御所市が今、櫛羅の滝、ロープウェイの下のルートですね。それを6か年かけてされてる、国の補助を取ってするのが最善の策やということもお聞きして、今後そういった方向で進めたいと。今年度につきましては、葛城山麓公園に下りるルートについて、取りあえずの策として、直営と原材料を使いまして、土嚢と杭を4日間で作業のほうは完了させていただいて、葛城山麓公園に下りるルートも通常に登山道ができるような状況にはさせていただいております。布施城ルートにつきましては、先ほどご説明させていただきましたような形で、森林環境譲与税を使って国定公園内の登山道の整備に当たってまいりたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 部長が説明したんですけども、若干補足をさせていただきたいと思います。この山の道というのは非常に難しゅうございまして、これは私道でございます。部長が答えました御所市のロープウェイ下の道なんですけど、あれは市道でございます。過日、陳情に東京に伺いました。非常に山の道が荒れていると。その中でどのように整備したらいいのかというところで要望に行ったんですけども、やはりその辺の整備の仕方がネックになります。ですので、この件につきましてはもうしばらく研究する余地があるのかなという思いでおります。

以上でございます。

杉本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまのご質問の、芝生グラウンドの管理についてでございます。

1点目の芝生グラウンドに勝手に入っていいかという趣旨のご質問についてですが、芝生管理のこともございまして、使用については申込みをいただいて利用いただいているところでございます。

あと料金のほうの質問でございますが、奈良県新庄第1健民運動場と新町公園球技場の料金の設定でございます。奈良県新庄第1健民運動場は使用料設定がなく無料ということで、新町公園球技場につきましては、市外大会等で有料にて使用をいただいているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 いよいよややこしいなってきた。森林に関しては、早田部長も現場を見ていただいたということやけども、以前から問題になっている西山の所有者というのは、非常に多数の小口所有者というか、いろんな方がお持ちで、その方の所在もなかなか確認できひんということで、統一的な景色整備ができないというのは過去から課題になっている山やと聞いてます。ただ、市長も以前から言っておられるこの西の山の辺の道であったり、ダイヤモンドトレイルであったり、私山ではあるにもかかわらず、市とか県とかが、ここに道路を造んねんとか登山道

を造んねんとかというて絵を描かはるから、絵を描くんやったら、そこらの話もきちっとやるという前提でそのルートを造るとかというところに持っていかないと、道路造るんだということあまり先走ってそういうことになる、いやいや地権者うん言うたらんぞというようなことになるので、私はその辺の、前もって森林に対しての方向付けというのは事前にしておくべきなんかなというふうに思いますし、いろんな事情がありますけども、優先順位としてはまずは私山であるにかかわらず、この景観を何とかこの事業にのって有効な、先ほどおっしゃられましたけども、国の事業等々もあるというふうにお伺いしたので、早急に着手をしていただきたいなど。長い間、これ台風からも大分経ってますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、グラウンドについては、私の認識では奈良県新庄第1健民運動場の芝生の管理に係る作業と、新町公園球技場の芝生の管理に係る作業と同じやり方で同じ人たちが管理をされてると思うんです、恐らくね。向こうは何か塀が高くて入れないけども、こっちは自由に出入りできると、それはどうなんかなと。私、一体物や思うたんですよ。奈良県新庄第1健民運動場、奈良県新庄第2健民運動場のイメージを持っておられんのかなと思うたんやけども、いやいやあれは奈良県新庄第1健民運動場という無償で市民の方が届けをしていたら使えるグラウンドやと言わはったから、ええちょっと待てよという気になってるんで、どっちでもよろしいわ、そんなん。いずれにしても、この管理に係る負担というのは大きい。大きい負担であるけども、葛城市にとっては非常に有意義なグラウンドであると市民の方から言っていたようなそういう利用の仕方をするべきかなと。今の段階では鍵のかかったフェンス越しに市民の方がのぞくしかない、使う機会のないグラウンドやから、いろんな方がいろんな機会に新町公園球技場に入る使い方も検討していただいたほうがええなど。芝生に影響のないような使い方とかいろいろあると思うんですよ。ちょっとそれお願ひしますわ。

それと、新町公園球技場、真剣にあのグラウンドを使われる方が褒めていただくもう1ランク上を目指すのであれば、あれグラウンドだけなんです。それに巻きときますか、観客ときますか、応援ときますか、そういったスペースない。片や、奈良県新庄第1健民運動場にはスタンドがあって、競技をやって大会をやって、頑張れ頑張れと上からスタンドから応援できるというそのシチュエーションができるんですけど、向こうはないので、ただサッカーするだけ。その当事者だけがフェンスの中でサッカーやってる、これで十分な設備なんかなと。あれをもっともっとレベルの高いものにするなら、もう少し元入れも必要なんかなと。そこまでやんのかどうかという問題も、ちょっと課題として残ってんのかなという気がします。もう私の言いたいことだけ言うて答えは要りませんわ。あったら答えてください。

杉本委員長 ありますか。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時10分でお願ひします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 時間が押していますので、1点だけ質問させていただきます。先ほどの質疑の関連になるんですけども、17款寄附金の1項寄附金、1目一般寄附金であります。これについては先ほど、吸収源対策について地元から要望があった場合にその用地の取得費のおおむね3分の1を寄附していただいているということでございましたが、これ確認なんですけれども、要はその3分の1の費用を割り当てて徴収してるのか、それともこれは寄附しなければ吸収源対策事業としての公園事業は行われぬのか、つまりその用地取得費を前提として、寄附を前提としてこの事業をやっておられるのか。これ、確認したいと思いますので、よろしくお願い致します。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部、安川です。

寄附の件ということでございます。その公園整備に当たる前に、周辺の住民の方、ご利用される街区公園の整備に関しては、まず大字からの要望書が提出される前に吸収源対策公園緑地事業で整備する公園の概要や、整備後は大字と協定書を交わし、維持管理について水道や電気代の負担を大字でお願いすることをまず説明させていただいております。その際に、用地取得に係る費用3分の1の額を寄附についても説明させていただきまして、大字よりご厚意で寄附いただけるということをご理解いただいた中で、大字要望書を提出いただき事業を行っております。強制的に寄附を割り当ててということではございません。土地代金がかからない場合、例えば土地の寄附があって公園を整備する場合は寄附金についてはいただいてはおりません。そういうところもございます。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 私は、地方財政法、ご存じですよ。地方財政法の第4条の5、ここにこうあるんですね。前段飛ばしますが、「地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない。」と、これ地方財政法に定められております。つまり私が聞いているのは、例えば吸収源対策公園緑地事業を葛城市内で広く進めていくと、その際に大きな大字、財政力のある大字もあれば、財政力のない小さな大字もあります。つまり、3分の1の寄附金を出さなければ強制的に、半ば強制ですやん、これ払わなければ造られないということは。そういうことになってんのかということをお聞きしたいんです。つまり、大字が要望しました。公園できた後は確かに管理もいたしますと、その費用も払いますと、ぜひ造ってください。いや、これ寄附金3分の1、用地提供ないしは3分の1の用地代を出していただかなければ事業としてできませんよということなのかということをお聞きしたいんです。もしそうであれば、地方財政法違反じゃないですかと、この見解についてお伺いしたいと思います。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 強制ではないのかというところでございますが、その大字との説明なり協定書を結ぶ際にはご理解いただいた上でいただいておりますというところでございます。市としては強制というところでは理解はしておらないです。ただ、今まで谷原委員がおっしゃられて、寄附はできないけど設置してほしいという要望も今のところはございません。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 これ議論すると、かなり時間もかかって平行線にもなることもありますけれど、これ長年にわたって、私の前任の白石栄一元議員が、防火水槽の設置、これは非常に市民にとって大事だと。でも、地元負担がかなり当時あったわけです。必要なものは行政の予算を組んでるわけですから、必要なところはきちっと造っていくと。なぜ大字要望があって、その負担が払えないところは火事になってええのかと、いざとなったらええのかというふうなことも含めて、大字負担は減らしていった経過もあります。だから、本来こういうふうな寄附が前提、行為を強制されるようなことは僕はあってはならないと思いますし、この点についてはよく検討していただきたいということだけ述べて、もうこれ以上は言いませんので、そちらのほうもぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 最後1点だけお伺いします。30ページ、3項雑入、4目雑入、中ほどからちょっと下、充電インフラ普及プロジェクト権利金144万1,724円、これがちょっとよく分からないので、内容を教えてください。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課、西川です。よろしくお願ひいたします。

今、ご質問ありました充電インフラ普及プロジェクト権利金ですけども、今現在、2か所に、相撲館と道の駅ふたかみパーク當麻に急速充電器を設置させていただいております。それが平成26年に設置になっておりまして、設置後8年間は年間電力基本料金であたりとか維持権利金であたりとかいうのを国のほうから補助をしていただいております権利金ということになっております。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 要するに、補助金をもらえるという権利金だという説明の理解でよろしいですね。分かりました。現在は平成26年設置の2か所ということですね。私もこれ分からなくていろいろ調べていくと、この背景というか、多分この運営主体、事業主体が一般社団法人次世代自動車振興センターというところがやってるやつかなと思うんです。見ていくと、この権利金のことはなかったんで今質問させてもらったんですけども、今話にあった国の補助というのが、実はこれ私、不勉強でよく分からなかったけど、カーボンニュートラル社会の実現に向けてということで、昨年度から非常に補正で大きく補助金が上乘せされてるんですよ。特に道の駅とかにこれをやると、工事費用と機器費用は補助率100%なんですよ。これもう知らなかったんです。普通充電であっても工事費は100%の補助率、機器費用が50%、非常にこ

れ有利な補助金かなと思います。そうなると、やっぱりどんどんこれ造っていけばいいかなという気はするんですけども、今現状2か所ですけども、平成26年からの8年間の補助かな。それが過ぎたらどうなるかというのと、今後新しい、今現状の補助率こっだけ高い状況で、ここの道の駅かつらぎのほうにはそういう予定はないのか、ちょっとお聞かせください。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 今現在、道の駅かつらぎのほうにも急速充電器は設置させていただいております。

8年後どうなるのかということなんですけども、その団体のほうの保証耐用年数というのが一応8年というように決められておりますので、今後、買取りになって市として維持をしていくのか、また新たな補助を活用してまた設置をしていくのか、今後検討してまいりたいというように考えております。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 道の駅かつらぎにもあるということで、それはそしたらこの権利金が入ってこないということなんです。その辺の設置の状況とかよく分かってないんですけど、道の駅かつらぎのほうは一切こういう権利金というのは発生しない状況なんです。設置費用というのは補助金とかは何もかかってなかったんでしょうかね。

杉本委員長 西川課長。

西川環境課長 今ここに載っております2か所につきましては、環境課のほうで、これも補助率100%で設置をさせていただいております。道の駅かつらぎのほうにつきましては、別の補助金であったかと思うんですけども、建設課のほうで設置をされておりますので、その詳細については分かりかねるかなというように思っております。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 言いつ放しなので、その課によって分かれてるということ、事業主体によって分かれてるということなんですけど、ちょっと分かりづらいですね。予算というか歳入として、恐らくそっちもあるんだと思うんですけど、見つけきらなかったんでお伺いした次第でございます。できたら、今後その辺り、課ごとに違うんであっても、充電インフラの整備というのは同じような目的でやってるので、その辺り分かりやすくしてほしいなという気がします。特にもうカーボンニュートラルという、国を挙げて葛城市もそれを進めていこうというふうになってるので、その辺り分かりやすく市民にも周知必要かなという気はします。こっだけ国の後押しを受けながら葛城市も頑張ってるんやでということを見せていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

杉本委員長 ちょっと代わってもういいですか。

(正副委員長交代)

奥本副委員長 では、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

杉本委員長。

杉本委員長 皆さんに時間のこと言ってる、僕がしゃべんのも申し訳ないんですけど、ちょっとだけしゃべらせていただきたいなと思います。

まず1つ目は、西川委員もおっしゃったたばこ税のことで、それこそ何年も僕言ってるんですけど、市役所には市長が造っていただいて喫煙できる場所がありますと。目的税ではないので、これに使うとかというのはできないんですけども、去年の決算のときに多分言ったと思うんですけども、市内の施設に喫煙できる場所が造れるのに造ってない場所とか、設置してる場所とかというのは把握されてるのかという質問をしたときに、把握していませんけど調べますと答弁いただいたと思うんです。その結果を教えてください。それこそ西川委員おっしゃったみたいに、喫煙される方、僕はこの歳入のたばこ税のところは実はコンビニの数によって変わるだけじゃないかと思ってるので、葛城市の方々が吸ってるとは、の方々の税金とはもう若干思えないところも今のご時世あるんですけども、僕らたばこを買うのはもうほぼコンビニなので、葛城市にコンビニが増えればたばこ税増えるんじゃないかと思ってるんですけど、それは今、調査してます。ただ、それでも入ってきてんのはたばこ税なので、葛城市の施設に喫煙できる場所がちゃんと設置されてるのか1年前にお聞きしたので、1年間時間があつたので、それから設置されたのか、その辺の統計といいますか、答えをお聞きしたいのと、あともう一つは、これも僕も何年も前から言うてて、今日も何件も出てる新町のグラウンドですよ。ざっくりその難しいことは置いといて、あそこのグラウンドの芝生がすばらしいというのはもう満場一致じゃないですか。それに金使ってます、葛城市の名スポットになるポテンシャルあると思うんです。子どもたちとかそういうところで使う分には問題ないと思うんですけども、僕ら大人とかおじさんたちは、思い出のためにあそこを使いたい方がいっぱいおられるんですよ、正直。これを使っていたら歳入に増えるんじゃないかというのが僕らの意見でずっと言ってんねんけど進まないんですよ。

ちょっと質問というか内容を変えたとしたら、芝生を管理するのが大変やから、そんなむちゃくちゃ使われても困る、それは分かります。でも、月に何回やったら貸し出せるとかいう算段は立ってるんですかね。月二、三回やったら芝生も荒れなくて使える。これ何でかいうたら、他市の方でお金持ってる方とかやったら、何万円と払っても全然使ってもらえるんです。ほんでもう大の大人やし、もうそんなむちゃくちゃなことされへんと思うから、それで貸し出して、それが毎日やったら具合悪いの分かるんですけども、定期的にこの日この日とプレミア感があつたら周りにも広がっていくと思うんです。あそこなかなか取れへんけど、すばらしいグラウンドやで、皆あそこに行きたい行きたい、ちょっと値段高いけどねでも全然来はると思うから、そういうふうにやっていったらいいんじゃないですかと思うんですけど、一向に進まないんです。それがどんな理由があるんかちょっと分かんないんですけど、まずは貸し出すとしたらどれぐらいのペースでどれぐらいの時間貸し出せるのかというのは調べてもらってんのかというのはお聞きしたいと思います。

奥本副委員長 東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの委員長のご質問の件でございます。1年前にお聞きをいただいたということでございます。今もここで思い返しておるんですけども、どこの部が回答したのかという部

分について私が存じ上げませんので、ちょっと調べさせていただいて委員長のほうにお答えをさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

奥本副委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまのご質問の芝生グラウンドの予約の関係の件でございます。芝生の使用につきましては、1年通じて3月から6月は芝生の養生期間であったり、イベントの前は整備のための養生期間を設けながら、芝生の様子を見ながら申込みを受けているところです。そこで、条例に基づいて貸出ししているところですが、1か月前からの予約を受け付けるところでございます。その状況を見ながら、養生期間もありましたらそこはもう使用禁止ということになりますので、そういう状況での受付をしているので、何回までというのは芝生の状況によって養生期間等を考慮しながら申込みを受けているという状況でございます。

以上でございます。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 そしたら、喫煙場所については改めて、去年言ったのは言ってるんですけど、どこの課が答えるか、誰が答えたのかも僕はさっぱり覚えてないんですけど、言いたいのは、葛城市の施設、先ほど西川委員もおっしゃったとおりなんですけど、施設の中にしっかりと喫煙場所を置ける場所は何か所あって、こことここはルール上置けないですということをちゃんと把握して、なおかつ喫煙できる場所を置いとかないと、その辺にポイ捨てされるのも困るでしょうというお話なんです。葛城市役所の中のブースも、先ほど西川委員がおっしゃった全く同じこと言うんですけど、もうちょっとというところはずっと言うてて、あるだけいいんですけど、正直。でもその辺がちゃんと答えを出せるようお願いしておきます。

新町のほうのグラウンドに関しては、ちょっと今僕が聞いている答えと合うてないんですけど、もう一回言うと、今の状況じゃなくて、完全に市外、県外の方に、例えばサッカーやるとなったら20人、30人と集まるわけじゃないですか。3人でサッカーでけへんわけね。その方が使ったら芝生とかが荒れてくるからなかなか貸せないというのは分かるんですけど、でも空いてる時期、ここやったら使えますよというのが年何回あんのかというのは、これが統計としてなかったら、僕らが言ってる貸し出しましょうというのを全然もう考えてないということになってくるんです。それでも無理ですというふうになってんのか、その辺の数も全く調べてないのかというものはっきり教えてほしいです。貸し出すとしたら何日いけます、値段はこんぐらいでというふうに話が進んでますと。僕が記憶する限りは何年も言ってる話なので、難しいことは僕はある程度分かんないですけど、単純にそういう話合いで前進しているのかどうかというのをお聞きしたいです。

奥本副委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまのご質問で、芝生の予約の関係のご質問でございます。先ほど申し上げました3月から6月の養生期間以外で1か月前から予約を受け付けるというところで、その時点では予約が空いてる時期はあるんですけど、その後は問合せいただいたり、どこが空いてますかと

いうことに対しての回答をさせていただいたり、順次予約が埋まっていくところですので、その辺は刻々と状況が変わってくる場所ですので、いつからいつまで空いてますというふうにはなかなかお知らせはできない場所です。問合せに応じて空いている場所を調整いただきながら予約いただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

奥本副委員長 課長、今、委員長の質問のところなんですけども、今現状として空いてるときに問合せ、申込みがあったら空いてますよ、使えますよと返答されてるということなんですけども、現状で、先々、議員のほうからいろいろ質問のある、開放できると仮定したときに、その辺の日数的なものはある程度つかんでらっしゃるんですかというところに関しての質問なんですよ。その辺まずつかんでるかどうか。要するに開放につなげていくときに、値段的なことは増田委員からもありましたけども、どういうふうに決めていくかという議論はまだあるんで答えれないと思いますけど、まずはそこを使いたいという方が使えるとしたら、どれくらい日数的な、あるいは時間的なものをつかんでらっしゃるかというところ、そこはいかがでしょうか。

吉村主幹。

吉村体育振興課主幹 体育振興課、吉村です。よろしく申し上げます。

今お話しいたきました、どれくらい把握してるかということですが、実質のところは把握というのはしておりません。ただ、今、課長が申しましたように、この予約というのにつきまして1か月手前からの予約となりますので、それ以外の以降についてはもちろんオープンにはなるんですが、先々全部それを入れてしまうということはまずできませんので、ひとまず1か月以内の期間という形でのルールの中にとった形で申請なり受付をしてるということでございますので、把握ということではしておりません。

以上でございます。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 ちょっと僕の説明とあれが不足してるというふうにしてもうあきらめますけど、僕が聞いているのは、今のお話やったら、じゃあ空いてるとき誰でも借りれますという話ですか。1か月前から予約できるということを今ずっと頑なに押してこられるんですけど、僕が聞いてるのは、他市、他県の方が例えば20人、すばらしいグラウンドだからサッカーをあそこでやりたいと言ったときにできるんですかという話は、できないという話じゃないんですか。葛城市の方しか使えないんでしょう、今。借りれるということによろしいですか。何かそこがかみ合っていないような気がするんですけど、葛城市外の方とか県外の方がお金払ってでも、あんなすばらしいグラウンドを使いたいという方がおられたら、ほんなら1か月前からの予約と言われたら、使えるとなっちゃうんじゃないですか。

奥本副委員長 その施設が使えるか使えないか、もし市外の方が使えるのであれば、何か条件があるかということも含めてお答えをお願いします。

西川部長。

西川教育部長 教育部、西川です。

申し訳ございませんが、もう一度、規定が所管課にあったと思いますので、その辺内容を
確認させていただいて後ほど回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

奥本副委員長 では、答弁は後ほどということよろしいですね。準備だけお願いしておきます。

杉本委員長 オーケーです。

奥本副委員長 ここで、杉本委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますので、十分
ご留意ください。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、総括質疑させていただきます。地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率
ではありますが、経常的な経費に経常的な収入がどの程度充当されているかの比率であります
けども、葛城市は4.0ポイント向上の93.9%でした。これは奈良県39市町村の平均、また全
国平均に比べてどうなのかということ、そしてまた奈良県39市町村で何番目となるか、そし
て奈良県での一番良好な地方自治体の収支比率、ここを教えてください。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。経常収支比率、令和3年度
93.9%ということで、令和2年度と比較いたしますと4%改善したところでございます。た
だいまお問合せいただきました令和3年度の順位等につきましては、現在どこの自治体にお
きまして決算における議会の審議中であるということから、今申し上げられますのは令和
2年度中の実績に基づく数値ということでお願いさせていただきたいと思います。

まず、令和2年度は97.9%ということでございまして、奈良県内39市町村中31位という順
位でございました。また、さきに質問いただいております奈良県平均、それから全国平均値
におきましては、奈良県平均値が95.6%、それから全国平均値が93.1%であったところ
でございます。

それから、令和2年度の1位でございます。こちらは78.6%でございまして、市町村名は
御杖村が1位ということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 令和2年度の結果でしょうけども、奈良県中、現在31位ということで、一番いいところは
78.6%、御杖村ということで、39市町村の中で31番目ということで了解しましたけども、経
常収支比率は令和元年98.2%、令和2年が97.9%、令和3年で93.9%、少しずつであります
けども、向上しているこの要因、原因ですね。経常的に支出する経費、例えば人件費とか扶

助費、公債費、もう使うところが決まっている、こういう分が少なくなったのか、それとも地方税とか地方交付税、地方譲与税、ここら経常的な収入が増えたことが原因してんのか、そこらのことはどのようなことが考えられますか。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。

ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

経常収支比率が4%改善されました要因のほうです。簡単にご説明をさせていただきます。

まず、算出におきましては、分母となります歳入、経常一般財源が6億4,300万円ほど令和2年度と比較いたしまして増となっております。また、分子となります歳出の経常一般財源におきましても、約2億2,000万円の増となっているところでございます。

歳入の経常一般財源、約6億4,300万円が増となっている主な要因といたしましては、地方消費税交付金におきまして約6,500万円の増、それから地方交付税におきまして約5億2,500万円の増となっているところでございます。

続きまして、歳出の経常一般財源、こちらは約2億2,000万円が増となっているところでございまして、主な要因といたしましては、公債費におきまして元金償還に充当されました経常一般財源で約1億4,600万円の増、それから物件費では委託料などで約6,000万円の増、人件費におきましては令和2年度より施行されております会計年度任用職員に係る2年目ということで、それに伴いまして報酬や期末手当などが増となっております影響から、約3,700万円の増、それから扶助費におきましては約2,400万円の増となっているところでございます。前年度と比較いたしまして、歳出の経常一般財源である物件費や公債費などにおきまして増額となったところでございますが、一方で、歳入の経常一般財源である地方交付税や地方消費税交付金が大きく増えたことが4%の改善につながった主な要因と言えるところでございます。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 経常的に支出する、充当する一般財源、それが分子、それで分母のほうは経常的な一般財源、どちらも分子も分母も増えたけども、分母の増える部分のほうが大きかったよと、こういうことが主な理由かなと思うんです。経常収支比率、皆さん関心のあるところと思うんですけども、経常収支比率、これ御杖村が78.6%、先ほどありましたけども、これちょっと調べてみますと、おおむね70%から80%の間にあることが理想とされる。御杖村なんて理想的なところやと思うんですけども、葛城市は4.0%向上して93.9%でありますけども、財政的にはやっぱりまだまだ硬直化をしているということは変わりがない状況でございまして、今後さらなる改善に向けての取組をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 私からの総括の質疑といたしましては、まず決算を見させていただきまして、不納欠損額

とか収入未済額のほう、また収納率、これについてはもう年々、本当に改善をされていってると違うのかなと思っております、ずっと見させていただいたら。ただ、私、今回総括をさせていただくのは、令和3年度の補正予算の在り方というところについて総括で質疑をさせていただきたいと思います。

この工事請負費や委託費とか、当初予算にないこの事業で比較的金額の大きいものが目立つように思いました。コロナ対策とか地方創生臨時交付金でのこの組替え事業というのは、応急的に計上しないといけないというやつは仕方ないのかな、もちろんあると思うんですが、例えば認定こども園の整備事業であったりとか、庁舎機能の再編に関するものとか、公園緑地事業とか、その辺の金額が、昨日もありましたように、舞台のせり上げのやつとかも、その辺の金額が張るようなものについてはもっと計画性を持って当初予算に組み入れて執行していかないといけないと思っております。決算なので、結果はできた、やりきって結果オーライというところもあったんかもしれへんのですが、その分、誰かがそのために苦労してる。誰かのところにしわ寄せが行っているということも考えんとあかんと思うんですが、令和3年度のこの補正予算の在り方について、理事者としてはどのように考えておるところでございませうでしょうか。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきます。令和3年度の補正予算の在り方についてご質問いただいたかと思っております。

こちらにつきましては、元来、補正予算と申しますのは、地方自治法の規定に基づきまして当初予算を調整した後の災害の発生、また法制度等の改正、それから経済情勢の変動や国などの経済対策、また国庫補助事業の確定などの事由によりまして、収入の変動や経費の過不足に対処するため規定予算を補正いたしまして、増額または減額を加える予算のことと定義されているところでございます。

当初予算の計上時におきましては、毎年これは2月早々にこの新年度予算額を確定いたしておりますことから、特に大きな事業であるがゆえに、計画として予定はしているけども、何らかの要因で予算額が固まりきらない場合や、事業内容が詳細まで不確かなため補正対応となるようなケースも中にはございます。委員仰せのように、突発的、緊急的なものに対しましては致し方ないものと考えてはおりますが、その時点で見込み得ることのできる、できるだけ正確な額をもって、特に事業費が大きいものにつきましては可能な限り当初予算で計上するよう各課にも周知いたしまして、予算担当部といたしましてもそれについての努力をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 もう事務方の答弁としてはもうそれが完璧やと思っております。ただ、行政といたしましては、特に災害の話も触れましたけども、この2年間というのは非常に補正金額が大きいというのは一番にはそれにあるんですけども、私の考え方といたしましては、まず財源確保の

問題の中で、ここ数年、春の3月補正というのをかなり入れさせていただいているように認識しております。それは、ある種、有利な補正債等の裏づけがございますので、それも含めまして、年度初めの予算と匹敵することはないんですけども、それに準ずるような意味を持った予算付けをできるのかなという思いがあります。

それともう一つは、年1回の予算付けが基本なんですけども、行政としてスピーディーに対応するということは、私は市民サービスにとって大いにあり得ることやと考えております。民間の事業ですと、その対応の速度がその事業実績に非常に影響してしまうというところがございますので、行政の制度設計としては年に1回、一番大きな当初予算に間に合わず形で制度設計はするんですけども、もし必要であれば、その期中であっても対応するという可能性は模索しておく必要があるのかなという思いでおります。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 市長、答弁ありがとうございます。事務方と行政を引っ張っていかなあかんというところのそのところの乖離というのもよう分かるんですけど、スピーディーに対応する、これ確かに民間やったらなかなかぱっと行ったらすぐできるようなところもあります。確かに、それに市もやっぱりその行政のサービスをスピーディーにやっていくということは分かるんですけど、そのところも、でも計画性をしっかり持ってやらんなん事業というのも当然あるわけで、何回も、例えばしつこいように言いますけども、幼稚園型の認定こども園にするやつでも何回も補正を出して、ほぼ毎回毎回出てきたのと違うかなと思います。だから、そういうところについてはやっぱり計画性を持ってしっかりとその施策に応じたような形でこれから進めていってほしいと。また、さっきもその3月ぐらいには有利なところで3月補正というのが多いというのも聞きましたけど、これも何をやるかの事業、政策、これをしていかなあかんということがあれば、言うたら前もってその財源も確保できるかもしれません。そういうこともあるので、やっぱりそういうところはしっかりと当初からきっちりと予算立てをしていくということをお願いをしておきたいなというところがございますので、質疑としては以上でございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。今、西川委員、補正の考え方もお伝えいただいて、財務部長の考え方は、私もああ納得できるなと思ひながら聞かせていただきました。ただ、その後、市長の答弁に対しては少し思うところもござひます。基本的に、地方自治法の中で、地方公共団体に対し最少の経費で最大の効果を求めているというところが基本だと思うんですよ。その中で、地方財政法では地方公共団体の予算執行について、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないというふうにされてるわけです。もちろん、3月の国の有利な補正なんかは、これはもう僕も仕方ない。言うてみたら初めに言った繰越しのそういったところに関しては、組替えも含めてしょうがない部分はあるのかなというふうになんて思ひましたわけですけども、例えば先ほど西川委員が触れられた當麻文化会館の

せり上げなんかは、9月補正で400万幾らか出てきて、385万円執行しました。じゃあ、年間何回使ったんかという、その年度使ってらっしゃらないわけでしょう。答弁によると、夕涼みコンサートで最近あったやつじゃないですか、令和4年度の。そしたら、当然、令和4年度の当初に上げて、4月、5月、6月で十分事業できるんじゃないですか。そういったものを、西川委員がおっしゃられたところに関しては私はそういうふうに思うわけですが、実際に昨年の事業、令和3年度の事業の中で大きなものの1つに新型コロナウイルスワクチンの接種事業があったと思うんです。これは、国の補助が10分の10ですから、もちろん先ほどの言ってみたら當麻文化会館と違って単費が出てるわけではないんですけども、ここのお金の使い方について、私ちょっと詳細に聞きたいんですよ。

というのも、まず1つ目、その全体的なコロナワクチン接種に関して細かな話も聞かせてもらうので、総括としてどうかというふうに言われるかもしれませんが、その辺はご容赦いただいて、できる限りご答弁いただきたいと思います。葛城市は会計年度任用職員も含めて、今、人手不足というところで、各事業課が事業を遂行するために人材の確保等に非常に苦勞されてると思います。その中で、ワクチン接種に関しては職員に超過勤務をお願いして進められたと思うんです。この全体的な令和3年度の決算ベースで、ここにどれぐらいかかったのかということをもっと教えていただきたいんです。それと併せて、例えば近隣の市町村、香芝市とか御所市というのは、恐らく業者委託をされてワクチン接種を進めていかれたと思うんですね。そことの比較ですね。本当に職員が超過勤務をしてやったことが最少の経費で最大の効果を得られたのかどうなのかということ、効果検証としてどうなのかということを確認させていただきたいと思います。

2点目が、これもワクチン接種に関する社会教育センターに対する研修施設の保守点検を頼まれて、そこで社会教育センターでワクチン接種というのを進めていかれたと思うんです。これに関して、県の施設ですから県の施設をお借りしてということだったんですけども、どういう業務内容と業者を選定したのかという理由と、あと各月どんな委託料の支払い方をされてたのかということをお教えいただきたいんです。これが2点目でございます。

3つ目は、これもワクチン接種に関することで、こちらはゆうあいステーションのことで、ゆうあいステーションと社会教育センターと大きく会場を使われたと思うんですけども、この接種会場の業務委託されてると思うんですね。これに対する業務の内容とか積算根拠、それから各月の委託料、これどうなったのかということをお教えいただけますか。よろしく申し上げます。

杉本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま梨本委員からご質問いただきましたワクチン接種会場の人員配置における、他市が行っている業者委託との決算ベースでの効率の比較についてでございます。

まず、ご質問いただいております職員の超過勤務についてでございますが、令和3年度におけるワクチン接種に係る時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当の合計は、決算書88ページに載っております人件費のところに記載されます2,713万9,608円でございます。勤務の

時間に直しますと、これ昨日、人事課のほうで確認したのですが、1万2,206時間となっております。なお、この時間外勤務手当につきましては、新型コロナウイルス対策室の職員が会場以外の業務に携わった時間も含んでおります。このことをベースとしまして、業者委託との比較についてでございますが、人材派遣会社に依頼した場合は1時間で1人当たり2,300円の見積りをいただいております。これを時間外勤務と管理職特別勤務の勤務時間1万2,206時間で計算しますと、ほぼ似てるんですが、2,807万3,800円となります。さらに、この人材派遣会社に依頼した場合は、市職員とは別に派遣会社の責任者も併せて必要となってきます。こちらの費用が1日3万円という見積りをいただいておりますので、それを今回の日数に掛け合わせますと375万円という金額が出てきます。また、会場でのスタッフの人数、これにつきましては、自治体の人口規模や会場の規模が違うということで比較は難しいんですが、会場での事務スタッフの人数、葛城市とよく似たところでこちらも何度か確認を取っていたのですが、現在、葛城市の場合は管理者を含めて1会場8名で運営してるんですが、人材派遣で運営されてる近隣市の状況を確認しますと倍以上のスタッフが配置されておられて、その上で市役所の職員も管理者として常駐をしているといったお話を聞いております。さらに、接種の予約が埋まらないなどの理由によって中止する場合は、1か月前に連絡する必要があると聞いております。直前の中止の場合なんかは補償が発生するというところで、今年の8月、急に増えたときには柔軟に私ども夜間接種等もやってまいりましたが、委託しているとそういった方法も難しかったということだと思います。その他の会場の設営につきましても、委託の場合は1回の設置に100万円単位の経費の見積りが出てきておりました。これらを踏まえますと、コスト面では市役所職員による会場運営のほうが有利であったと考えております。また、委託ではなくて職員による会場運営をしたことによりまして、その効果としまして早期に接種に着手することができました。また、接種に来られた方への説明や案内など、スタッフの質の安定が図られたことが一番のメリット、効果であったと考えております。参考までに3回目の接種進捗状況、奈良県内の状況でございますが、令和4年9月4日時点の状況でございます。65歳以上が今現在、12市中、葛城市が一番接種率が高い状況になっております。また、12歳から64歳の方につきましても、12市中2番目に接種率が高いという状況になっている状況であります。

また、2番目と3番目なんですが、この分につきましては決算書90ページのほうに新型コロナウイルスワクチン接種会場管理運営委託料470万1,600円のうち、それぞれにその金額の内訳となっております。

まず1つ目の奈良県社会教育センターの研修施設保守点検業務でございます。この業務につきましては、皆様もご存じのとおり、奈良県のほう、社会教育センターを令和3年3月に閉館された施設でございました。そこで新たに私どもが使う場合につきましては、法定で定められている検査、及び会場運営に必要な保守点検をお願いしたものでございます。具体的には、空気環境測定業務と飲料水水質検査、そして会場設営日における管理者の配置、そして清掃業務をお願いしたところです。そして、ここは閉館されておられましたので、私どもが事前に設備の視察を行っております。そのとき問題となったのが空調設備でございました。

効きも悪くて苦情も来たのですが、この空調設備、もう古くなっておりましたので、リレーの故障とかによって操作盤の不良がございました。そういったことで、当日、管理業者の方に来てもらって、そういったことをしてもらおうという、直接いじってもらって空調を動かしてたというのが現状でございました。ちなみに、ここの事業所を選択させていただいた理由なんですけど、お願いした事業所というのは奈良県の社会教育センターの令和3年度維持管理業者でございました。奈良県が同会場にて事前に新型コロナワクチン接種を実施した際にも、保守等の委託を受けておった業者でございます。この業者に対して随意契約をさせていただいたところなんです。

それと、単価でございます。各月の委託費でございます。先ほど、その接種会場の日数に合わせてそういった形でお金をお支払いするとともに水質検査等やったということになりますので、7月分につきましては14日間、私ども接種会場として使っております、86万6,800円を支払っております。8月分は7日間42万3,500円、そして9月分につきましては8日間で47万800円、合計176万1,100円、29日間という形でお支払いさせていただいたものでございます。

続きまして、3つ目のご質問の新型コロナウイルスワクチン接種会場に係る業務委託、ゆうあいステーションの分になります。これにつきましては、業務内容としましては、ゆうあいステーションでございますので、もともとこの社会福祉協議会のほうに随意契約させていただいた事業でございます。玄関入口での業務、接種前の待合所での業務、会場運営、管理、清掃、消毒作業、そういったものに対して半日当たり一人頭5,500円支払うという形の契約、それとゆうあいステーションに対して、市民の方も、コールセンターではなくて接種会場に直接電話をしてこられるといったことがございまして、電話の対応、あとマイナス70℃、マイナス20℃の冷蔵庫もゆうあいステーションのほうへ配置してワクチンを出しておりました。そういった冷蔵庫の管理、そういったことも含めまして1か月当たり5万円をお願いしたという形になっております。その単価計算の上で、各月の委託した金額を出させてもらっておりまして、順番に行きますと7月分、21回実施しまして52万8,500円を支払っております。8月分は15回、46万2,500円、9月分につきましては15回、同じく46万2,500円、10月分は11回、27万円、そして11月と12月、昨年は実施しておりません。今年に入りまして1月5回、14万9,000円、2月分23回、55万6,000円、そして3月分としまして21回、51万2,000円でございます。合計しますと、111回会場を実施しまして、294万500円という状況でございます。以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 詳細な説明ありがとうございました。まず1点目なんですけど、ということは、葛城市としては他市と比べて非常に効率的にできたということによろしいですか。そういう理解でよろしいわけですね。分かりました。そうすると、あとの問題としては職員に土日出てきてもらうわけじゃないですか。そうすると、言ってみたら月曜日から金曜日まで仕事して、土日仕事は無理言うてしてもらうわけですね。そこで、平日の通常業務のほうに影響が及んでないのかというところがちょっと心配になるわけなんです。私、料金体系を合計でお

しゃっていただいたんでよく分からなかったんですけども、例えばこれ選挙とかでも職員に出てきていただいて選挙で日当をお支払いするとかということはあると思うんですけども、その費用と比べて同額程度のお支払い代ということでよろしいのでしょうか。そこだけもう一回確認だけさせてもらっていいですか。

次は、社教の話なんです。これ、県の施設を借りてるということなので、社教と言ったらちょっとややこしいから、社会教育センターですね。社会教育センターの話なんですけれども、これ県の施設を借りてるわけで、私も奈良県の状況がどうなってるのかということをお調べさせてもらったんです。すると、令和3年度の維持管理業務を4月1日から令和4年3月31日までの間、委託契約されてるんですよ、奈良県としても。ですので、その間、奈良県としてもその維持管理をお願いしていた。葛城市としても、維持管理をまた今回お願いしたわけじゃないですか。その中で、私、ダブってるところないかなというところも思うわけです。今回、社会教育センターをお借りしているところを助けていただいたということはあるんですけども、例えばそのおっしゃっていただいた空調設備に関しては、あんまり細かい話になってしまうとあれなんですけれども、本当にそこまで業者が入り込んでやらないといけないほどの業務だったのかというところでちょっと疑問が残ってるんですよ。その辺り、もう少しだけ補足でご説明いただけますでしょうか。奈良県の業務とかぶってる部分とかについても教えていただきたいと思います。

今度はゆうあいステーションの件です。ゆうあいステーションは社会福祉協議会のほうに委託をされてやられたと。これに関して言うと、社会福祉協議会のほうも助けていただいたという言い方もあると思うんですけども、もともとこのゆうあいステーションの施設に関しては葛城市は指定管理をやってもらってるわけですよ。指定管理で出してるわけですよ。例えば、先ほど電話対応であるとか冷蔵庫であるとか、どんだけの電話がかかってきたか、私、分かりませんよ。でも、通常の電話対応もされてると思うんですよ。だから、どっちで電話がかかってきたのか。そこで全部、社会福祉協議会のほうで電話管理業務を受けてもらってたというならば分かるんですけども、これちょっと違う仕組みとしてあった中で、イレギュラーに電話がかかってきたものにだけ対応してもらったりとか、そういうことがあったことを今おっしゃってると思うので、本当にこの社会福祉協議会に対してこれだけの費用を払って業務委託をしなければならなかったのかなというところに対して、ちょっと私、疑問を持ってるんです。これについても、先ほどの社会教育センターの件についても、社会福祉協議会についても、これ随意契約でやってますよね。となると、随意契約で契約するには、やはりそこでしかできないとかそういった選定理由が要ると思うんですけども、そういった業者選定についてもしっかりと中で議論されたのかということをもう一回確認させていただきますでしょうか。よろしく申し上げます。

杉本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。確かに人数多く職員を出しております。私どもの保健福祉部以外の職場からも人をいっぱい出してもらって業務に支障を来さないかというご心配いただいているんだと思います。この分につきましては、当初始まりました頃は、動員をかけさ

せていただいて、各部に人数何人出してくれというふうな形を取らせてもらいました。流れでいきますと、昨年の5月の初めのときには、まず慣れさせるために保健福祉部の職員たちを1か月間、人に指導できるところまで保健福祉部内だけで動員かけさせていただいて、その後、その保健福祉部の職員が順番に他の部の職員に指導できるような形を取らせていただいて、そして安全に実施できるような形を構築してまいりました。当然、その間、各部にもすごく負担をかけてしまっていた状況でございます。ただその後、ある程度こなれてきますと、希望制に変更させていただいております。各部に強制的に人数を割り当てるのではなく、職員たち、計画的に休みを取りながら、私どものほうへ協力いただくという形で今現在もその形に変更してやっているという状況でございます。

その次に、社会教育センターの研修施設の保守ということでございます。県が契約されているのは、あそこの施設の周りの植栽とかの管理を含めたものであって、空調設備はもう動かなくなってしまうておりますので、通常はもう止めたままになっておりました。その分を私ども動かしてほしいということをお願いしまして、動かすためにはリレーとか壊れておりましたので、専門の方に常駐していただいて動かす必要がございましたので、先ほど日数に合わせた金額というふうな形になっておりました。通常お二人の方に来ていただいて、この業務を実施、毎回、私どもが実施する前から空調を入れていただいて動かしていただいていた状況でございます。

それから、ゆうあいステーションの分でございます。これにつきましては、私ども社会福祉協議会に対して、私どもの社会福祉課からも補助を出しております。ワクチン接種が始まりますと休館になります。休館されますと、その期間、その分の指定管理のほうも赤字になってきます。その分を補うだけの金額をいただかないといけないということもありまして、この金額とさせていただいております。

以上でございます。

梨本委員 休日出勤の単価みたいところは。

森井保健福祉部長 それは同じです。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。1つ目ですけれども、本当に職員に負担をかけて初めは強制的にやってたけれども、最後は希望制で、そうやって手の空いてるといったらあれですけれども、繁忙期でない職員ばかり来ていただいてやっていただいたということですね。費用負担的にもそんなに高くない程度に、またはそのことを通じて土日出勤したことによって代休で平常業務に何か支障が出てくるようなこともなかったということで理解させていただいてよろしいですか。分かりました。

2つ目は、社会教育センターの件なんですけれども、これ僕よく分からないのが、空調が動かなくなってきた修理までされて、その費用は発生してないんですか。それはもう管理だけなんですか。というのも、休館施設ですから、もちろん電気系統は全て止まっていると思うんですよ。止まってて、例えばリレーが完全に壊れてて何か電気工事をせんとあかんとかというんやったら、これは必要やと思うんです。でも、止まっている電気を電源入れたら使える

とかそういうことではなかったということですね。もう3回目の質問なんであれなんですけども、そういう理解でよろしいですね。ですから、やはりそこには必ず空調をそこに頼まなければ動かなかったという理由があったということで確認させていただいてよろしいんですか。分かりました。

最後のそのゆうあいステーションの件、指定管理の休館のことで、これを赤字を補うという意味もあったということでご説明いただきました。いろいろ事情はあると思うんです。ただ、この社会福祉協議会のトップはやっぱり市長がされてますので、その辺り、お金の使い方として、その事情は分かるんですけども、本当にちゃんとした、理事者側としてその根拠を持っておられるのであればこれ以上言いませんけれども、どうしてもそういったところを厳しい目で市民の方も見られると思いますので、この社会福祉協議会に対してお金が別の形で行くということに関しては、私もきちっと適正に使われてんのかなというふうな思いもございましたので質問させていただきました。今後、こういったところに関して、これ総括質疑ですので、今の部長の答弁ですと、コロナのワクチン接種に関しては効率的に最少の経費で最大の効果を発揮できたと、このように答弁いただいたということで理解いたしました。ありがとうございました。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 社会福祉協議会の会長やと言われたので、一言だけ申し上げたいと思います。本来、指定管理で営業するところをワクチン接種会場としてお借りすることになりました。ですので、当然のことながら社会福祉協議会がゆうあいステーションを使っただけの営業ということはできないということが1つございましたし、それとは別にその補償は実は払っておるわけではございませんで、ある種、社会福祉協議会のその職員の中で、当然、休館になるものですから、仕事量として業務委託を受けてワクチン接種の業務に就ける可能性がございましたので、そのことを検討いたしました。そのことに対する支払いでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどテーマでいかせていただきますが、1つは先ほど松林委員との関連になりますが、財政の問題についてお伺いしたいと思います。経常収支比率について、先ほどおっしゃっていただきました。4ポイント改善したということで、私が議員になってから大体98%ぐらい、非常に高かったのでこの問題を議会でも取り上げてきたわけですけども、今回4ポイント下がったということで、これ基本的な数値としてお聞きしたいんですけども、臨時財政対策債を含めた経常収支比率はどうなってるか、これちょっとお願いしたいと思います。基本的なところだと思いますので。

それから、歳入のところで6億4,300万円余り増になったことが非常にこれが大きく寄与したと思います、財政を改善する上で。これが地方交付税が5億2,500万円ほど増額になっている、6億4,300万円のうち。地方交付税によって収入が増えるわけです。この間、葛

城市の場合も国の交付金、地方創生臨時交付金が多額に地方に配布されたこともあって、財政規模も前年度で支出で210億円ぐらい、今回も大体170億円ぐらいの支出があるということで、国の事業としても非常にいろんな取組がなされましたので、この交付金がなぜ5億2,500万円も増えてるのか。今後これぐらい交付金が増えたら葛城市の財政事情も非常によくなるなちょっと安心するところがあるんですが、これは継続的になるのかどうかということの不安がありますので、そのことについてお伺いをいたします。これで2つですね。

それから3つ目ですけれども、これは行財政改革についての取組について、これ一般的なことにもなるかと思うんですけれども、葛城市における行財政改革について、どのような課題意識を持って、どこがそれを中心になって取り組んで推進されておられるのか、今どういうふうな成果、実績を上げておられるのか、この令和3年度決算において、そういう取組状況がありましたら紹介をしていただきたいと思います。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問いただいている93.9%には臨時財政対策債が含まれてるかどうかということですが、分母に含まれた形となっております。含んで93.9%です。含まなかったら97.9%です。

以上でございます。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。谷原委員の2つ目のご質問で、なぜ交付税が増えたのかというご質問であったかと思えます。交付税につきましては、例年につきましては、この7月の交付税算定時に当該年度の普通交付税の決算見込額が算定されるところでございますが、令和3年度におきましては、コロナによる影響を鑑みまして、国の経済対策といたしまして、令和3年12月に国の補正予算第1号が可決されたところでございます。これにつきましては、もろもろの財政措置が講じられたところでございます。その1つに地方交付税が増額されたとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じたことなどから、令和3年度の地方交付税総額が加算され、増額交付する措置が講じられたということによるものでございます。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

私のほうから行財政改革の取組状況についてということで、企画部のことについてまず申し上げます。企画部といたしましては、これまで様々な業務改革の取組を行ってまいりました。5S運動の取組に始まり、執務室の改善をはじめ、RPA、ロボティクスプロセスオートメーションの実証実験や、令和3年度には企業版のふるさと納税制度を活用したDX推進員によるクラウド版業務改善ツールの導入も行いまして、行政手続のオンライン化や市民サービスの向上、行政内部の業務効率化に努めてまいりました。

以上でございます。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。

私のほうからは行財政改革の取組ということで、まずどこの部が中心かということでございますけれども、一応総務部ではございますけれども、企画部、総務部、財務部といった3つの部が協力して行っておるところでございます。令和3年度を踏まえまして、総務部におきましては、本年4月に職員を対象に事務の効率化についての意見を募集いたしました。事務に当たっての身近な問題点等を報告していただきまして、事務を改善していくことで、よりよい事務環境を整備し、事務の効率化を図ることを目的としたもので、120件余りの要望が集まり、内容ごとに分類をいたしまして、予算が必要となるものは費用なども勘案し、実施できるものから取り組んでおるところでございます。実際には、市民へのサービスの向上を目指して、新庄庁舎窓口課へ呼び鈴の設置や、受付事務の迅速化を目指して、コピー機やファックスの増設を行いました。また、事務室の電話機の着信音を変更することにより、事務の効率化も図ってまいりました。今後の予定といたしましては、職員の近距離の市内への移動用に、エコ対策も兼ねまして電動機付自転車等の購入の検討や、またパソコンの高速化、また電子決裁システムの改造等を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

谷原委員の2つ目のご質問、財政面での改革ということで答弁のほうをさせていただきたいと思っております。本会期におきまして、予算特別委員会の冒頭で梨本委員のほうから企業と行政の財政についてお述べになられましたように、企業におきましては固定的または流動的経費を精査、節減した中で利益を上げていかなければならないと。一方で行政につきましては歳出ありきの予算の中でルールに基づいて計上された予算がどのような目的で計上されているのかを議会において議論していくことが役目であるとお話でございました。この歳出ありきという考え方でございますが、令和3年度より予算編成におきまして、従来より行っておりました歳出ありきの予算編成から、歳入を基本といたしました歳入予算の範囲内で歳出予算を決定していくという手法に切り替えまして、できる限り財政調整基金に頼らない予算編成を行っていくという考え方にシフトしてきたところでございます。また、財政研修と銘打ちまして、副市長自らが職員の意識改革に取り組んでいただいたおかげもございまして、若手職員の中には財政に興味を持ってくれるなど、職員の財政に対する意識のほうも、徐々にではございますが、変化してきたところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。財政の改革のこともありましたので、それに関連して2回目の質問をしますけれども、財政調整基金の取崩しがこの間問題になってまいりました。これも数字になるんですけれども、令和3年度決算での実質単年度収支、これいつも聞いてるんですが、ちょっと伺っておりませんので、実質単年度収支、令和3年度分かればその点について

も明らかになると思うので、これは資料としてぜひ出していただけたらもうちょっと議論できると思いますので、お願いしたいと思います。

まず、経常収支比率のことについてですけれども、1つは今後とも財政の取組で改善をしていただいていると思うんですけれども、経常収支比率の中で性質別の支出で何がこの押し上げ要因になっているのかということも私も気にしてまして、それちょっと細かいんですけれども、人件費、それから物件費、それからあと補助費等について経常収支比率がどういう状況になってるのか、令和3年度だけでも結構ですので、過去の分は私も出しておりますので、令和3年度で決算の段階でその3つの経常収支比率について伺います。

それからもう一つですけれども、地方交付税が増額になったと。先ほどありましたように、政府のいろんな対策もあって増額になったということですが、これはやっぱり臨時的なものなのか、つまり今コロナの時期ですので、経済対策も含めて特別な交付税措置になってるのか、補正措置になってるのかどうかということをお聞きしたいんです。これは恒常的にこの交付税算定ということで、今後もそういうふうな形で付いてるのかどうか。これについてお伺いいたします。

それから3つ目ですけど、これは市長にお伺いしたいと思うんですが、行財政改革ということで、それぞれ事務方のほうはそれぞれの課題意識に基づいて様々な取組をされているのはよく分かりました。そこで市長にお伺いしたいのは、合併して18年経ちました。旧新庄町と旧當麻町、合併していろんな事務を引き継ぎながら変えもしていったとは思いますが、私はこれ、市になったということで行政の在り方も含めて、どっかで見直す機会が、洗い直すというか、棚卸しじゃないですけど、しっかりそこで新たな市政として発展していくための課題発見みたいなことが必要じゃないかと。なかなか古いものを引きずって2つの全く違う組織が1つになったわけですから、その見直しなり棚卸しというか、行政改革の一環としてそのようなお考えがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 米田部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、実質単年度収支ということでございます。こちらは令和3年度の一般会計決算における実質単年度収支でお答えさせていただきます。6億7,250万4,571円でございます。

それから、続きまして経常収支比率に占めるこの人件費、物件費、補助費等の推移ということでございますが、人件費では令和3年度が27%、令和2年度は28.4%でございます。続きまして物件費でございますが、令和3年度が15.6%、令和2年度は16%でございます。続きまして補助費等でございます。令和3年度が14.3%、令和2年度は15.9%でございます。いずれも経常収支に占めるそれぞれの率は下がってございますが、率の算出時におけます分母が大幅な増となつてございますので、その影響が率に現れておまして、率は下がっているような見え方となつてございますが、実際の影響額といたしましては、人件費も物件費も令和2年度と比較いたしまして増額となっているところでございます。補助費等につきまし

ては、比較いたしまして減額となっているところでございます。

それから、もう一つのご質問で、国の交付税措置が今後も続くのかというご質問であったかと思いますが、この令和3年度の交付税の措置につきましては、国のほうから令和3年度に限る措置であるということで連絡をいただいております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。経常収支比率を中心にご議論いただいているところでございますが、4%よくなったということは非常に喜ばしいことなんですけども、ただ今、事務方が話しましたように、国の援助の部分が非常に大きいございますので、安心はできないと考え方をしております。令和2年度、昨年度の数値で言いますと、ほぼ市では真ん中ぐらいの、39市町村でいきますと非常に村ですとかいろいろありますのであれですけど、市ではほぼ真ん中ぐらいだという認識をしております。ほかの財政面の数値もほぼ真ん中ぐらいの数値かなという認識をしております。その中で、大きかった理由はもう事務方のほうがいまいましたけど、特別交付税はそこには範疇には含まれておりません。葛城市の場合、ほかの市には言われるんですけど、非常に伸び率の高い特別交付税を準備していただけたということは、もうその時期には実はコロナの問題がありまして、東京に出張ができなかったんです。ただ、電話や郵送等で資料を送り、複数の方にお問い合わせいたしました。最終的に出向いたのは総務省のほうにその責任者の方にお礼にお伺いしたという後でのお礼のお伺いをいたしましたけども、本来でしたら東京に行く時期に行けなかった。ただ、ここ数年間のお付き合いの中で認めていただけたということはありがたいことやと感じております。

それと、考え方で、合併してからほぼ17年、18年を迎えようとするわけなんですけども、かなり精査はできてきたのかなという思いがあります。その中で、合併特例債を使って行った事業というものが終わりました、その償還が始まってきております。ですので、その償還とこれから継続していく事業とのバランスをどの程度に取るのかということがほぼ大体見えてきたのかなという思いがあります。ただ、議員の皆様方がご心配していただいておりますように、経済成長期に建てた建物、施設等の老朽化等の改修を進めながらの話でございますので、有利な起債等を使いながら、特に緊急防災・減災事業債を有効に使いながら、いろんなものの長寿命化も図っていらっしゃるところでございます。

それと、もう一つ大きな合併の中で大きな事業といたしましては、皆様方のおかげで當麻庁舎の危険性排除の問題をある種、方向付けをさせていただけたのが、非常にその合併をしてからという中では大きな事業であるのかなと考えております。そんな中で、有効な手法を見つけていただけたということはありがたいと感じております。3つの施設が1つになるという方向での、これから具体的なその施設の内容は皆様方と市民の皆様方も含めながらご議論いただくところではございますが、一定の方向性が確定したというのは非常に大きいということでございます。施設運営につきましては、民間も使う、もしくは施設がある種その目的が軽減したものについては統合する等の手法も含めながら、更に財政改革は進めていく必要があるのかなと考えております。ただ、財政につきましては、私自身は経常収支比率だけ

で申すのは非常に危険なのかなという思いを持っております。基金につきましては約53億円と、前年から3億2,000万円ほど増えとるわけなんですけども、全体の基金としては。その行政というのは、当然のことながら、どの程度のバランスで財政運営するのかというのが大切な感覚やと思っております。必ずしも経常収支比率だけを取り上げて、じゃあ経常収支比率を上げるんだとって市民サービスを落とすということはあってはいけないと考えております。私は市民第一のまちづくりが公約でございますので、どこかで申し上げたかもわかりませんが、できるだけ市民の皆様方には財政の許す中で最大限、公サービスを提供したいという思いがございますので、それがどのバランスがいいのか。もう単純にサービスを落とすことをすれば経常収支比率がよくなるわけなんですけども、私はそっちに向かうべきではないと考えております。ただ、ご指摘のように、基金も含めましてその財政の余裕というものをごの程度で持っていくのかという議論の中で、経常収支比率もその1つの指標になるのかなと考えております。そのバランス的にはまだもう少し頑張る必要があるのかなと。ただ、財政運営としては私が考えておるのは、税収を増やすその目的は何なのかということ、行政サービスを高度なものにする、市民の皆さん方に幸せを味わっていただくためにお金を使う目的に税収は上げるわけでございます。ですので、その財政を主体として考えて行政サービスをそれに制約をあまりにもかけるということはあってはいけない。その数字だけを追うことによって行政サービスを落とすことはあってはいけないという考え方を持っております。事務方とも相談しながら、どの程度のバランスで市民の皆さん方によりよい行政サービスを提供できるのか、また人件費も含めまして職員のそのバランスがどの程度が市民の皆様方へのサービスの提供に不足しないものなのかということは考えていきたい。その中で無駄は省くという努力を最大限していく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。市長の思いも伺わせていただきました。意見をちょっと手短にお話しいたします。阿古市長が決算特別委員会の中でもご答弁の中で、サービスは高く負担は低くという合併のときの、いわゆるなぜ合併するかといったときに市民に向けて公約したことを今でもきちっと守っていただいて、住民サービスはできるだけ維持していくという方向で、住みやすいまちづくり、市民の中にもそういうのが定着していると思います。そういう形で、財政がバランスを取りながらそういう方向で頑張っておられるということについては私も評価しております。ただ、経常収支比率については財政の硬直化ということで、新しい事業もやっていかなければなりません。葛城市の市民の中には新しい方々、いろんなニーズが出てきて、それに向かって新しい事業をやっていくためには、投資的な財政を何とか確保していくためにも経常収支比率というのはしっかり見ておかなければならないだろうと私は思っております。しかしながら、4ポイントも改善し、臨時財政対策債除いても97%、こっちのほうがもっと大きく改善してますので、実質単年度収支も黒字になりましたし、昨年、今年と続いて黒字になってるということで、一定、財政は改善してきたということについても評価したいと思います。

ただ、先ほど市長もおっしゃったように、これは地方交付税が増額されたという、これはある意味で臨時的なところもありまして、気を緩めてはならないということでありましたし、そのとおりだろうと、そういう意識も持っておられるということですので、それについては今後とも我々議会としてもしっかり見ていきたいと思っております。

特別交付税の件が出ました。日本共産党も、この地方自治においては特別交付税をもっと具体的に地方から上げていくことで税収を伸ばしていくということを重視しておりますけれども、市長におかれましても、特別交付税をしっかり獲得するというところでご努力されたということについても理解いたしました。

その上で、ただ行財政改革につきましては、議会の議員の間の認識と行政及び市長の認識の間でかなりギャップがあるなということを感じました。と申しますのは、この間、例えばクリーンセンターにおける契約において、随意契約から一般競争入札にするということで年間7,500万円削減いたしました。これについては議員のほうから問題を提起して、そして行政のほうで努力していただいて削減できた。葛城市の財政におきましても、まだまだそういう面で改善の余地があるんじゃないかなというのが我々の問題意識です。入札契約改革に基づく行財政改革、これは生駒市が大きな不正があった後、市長がそれをモットーとして入札契約改革を進めることで行財政改革を大きく進めたということがあります。議会でもそういう議論をやってまいりましたので、ぜひ市長におかれましても、議会の認識もしっかり受け止めていただきたいと思っております。もう一つ言えば、旧町時代からのいろんな行政運営におきましては、この間、議会で社会福祉協議会の会長、それから保育所の所長ですか園長、さらにはこの間も観光協会の会長と、これは旧町からずっと引き継いだ兼務という形でやっておられることについて、果たしてそういう行政運営でいいのかということも議会の中で問題提起されたところでもありますので、ここは行政の持つ自らの課題意識とともに、議会のそうした問題意識もしっかり受け止めていただいて、今後、行財政改革をしっかり進めていっていただきたいと申し上げまして、以上の発言といたします。

杉本委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時でお願いいたします。

休 憩 午後0時40分

再 開 午後2時00分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総括質疑です。

先ほどの、西川部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いたします。

先ほどの委員長のご質問に対してのご答弁をさせていただきます。

新庄のグラウンドのほうなんですけれども、制限といいますか、利用可能なのが1か月前の予約、先ほどそのように申しましたけれども、土日は大概埋まっております、市のイベント等の前のときは制限は設けさせていただいております。ただ、予約の入っていないウィークデー、週5日のうちの閉館以外の週2日は芝刈りや水やりの整備に充てさせていただいております。ですので、週の2日ないし3日は、ご利用はいただけるような状況でございます。

す。

以上でございます。

杉本委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしくお願ひします。私も決算が初めてなので、これが総括質疑になってるかどうか分からないんですけども、私がちょっと気になったことを尋ねさせていただきたいと思ひます。歳出の中で人件費の占める割合が年々多くなっている傾向にあるということをお気がつきまして、その点について質問させていただきたいと思ひます。

私の手元の資料では、令和元年度から令和2年度にかけては人件費が16.4%の増で、令和2年度から令和3年度で3.6%の増というふうになってるんですけども、人数からしますと令和元年の人数はちょっと分からないんですが、令和2年度の職員の総人数が749人で令和3年度が747人ということで、そこからしますと逆に2人ほど減ってるのにもかかわらず人件費が増額になっているということは、お給料が高くなっているのかなというふうには私に単純に思ひまして、そうなるとお給料が高くなるということは管理職の方が多いのかなというふうに思ひました。それで、管理職を増やしていかれるのかということ、それをちょっと確認したくて、数字を教へていただきたいんですけども、まず葛城市における管理職の役職はどこからなのかというのをはつきり教へていただきたい、市町村によってちょっと違ふというのを聞いたので、どこからを管理職と言うのかというのを聞かせていただきたいのと、令和元年度、令和2年度、令和3年度の常勤の職員の数と管理職の方の数と一般職の方の数をそれぞれの年度で教へていただけますでしょうか。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひします。

ただいまの柴田委員のご質問、人件費が上がった原因というところですが、主要な成果報告書の中で令和3年度が31億3,163万5,000円で、令和2年度が30億2,289万8,000円となっております。実際、1億873万7,000円が人件費として上昇いたしております。この原因といたしまして、柴田委員おっしゃってるように、一般職というんですか、職員数は減っておるんですけども、会計年度任用職員が増えておることによりまして、実際、人件費が上がっております。その原因といたしましては、2款総務費でも人事課長が申し上げておりましたように、コロナ対策や臨時の給付金の対応などがございましたので、その際その会計年度任用職員が増えておるといふのも、令和3年度で増えておる原因の1つであると思っております。

以上でございます。

杉本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願ひいたします。

令和元年度と令和2年度の違ひなんですけれども、令和元年度はアルバイト賃金と申しまして、予算科目で申しますと臨時雇用賃金ということで物件費に当たります。令和2年度か

らは会計年度任用職員ということで、人件費に変わっております。それが大きな増額の要因となっております。

以上です。

杉本委員長 役職がどうというのを、役職がどうというもう一つの質問あると思います。管理職か、管理職は他市とどうというところ。

植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市の管理職ですけども、課長補佐級以上ということになってございます。

それから、令和2年4月1日現在の職員の中で、職員数、一般職は218人、管理職が111人となっております。それから、令和3年4月1日現在ですけども、一般職が196人、管理職が113人となっております。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 数字教えていただいて、私自身ちょっと感覚でしか言えないんですけど、管理職多いなというふうに思ってしまった、特に令和2年度は218人の一般職に対して111人ということは、半分が管理職ということで、普通の企業だったらちょっと考えられないかなと、そういう割合かというふうには思ってるんですけども、私が前回の一般質問で、女性の管理職の割合の目標値が来年、再来年が30%で、それに向かってその目標を目指すために女性の管理職を増やしてるんじゃないかというような一般質問をちらっとさせていただいたんですけども、それと同じような感覚で、年齢がそのときに来たから自動的に管理職になるとか、これは答えにくいのかなと思うんですけど、人事評価の部分にもかかってくると思うんですが、能力とか経験値によって管理職にされてるのか、年功序列でこの歳になったから管理職にするのかというようなことも、私の中ではどういうふうに決めてらっしゃるのかなというところもあるんですけど、その辺りは答えにくいのかなと思うんですが、国で定められている評価基準の設定がありますので、葛城市においてはそれを使って人事評価をされているのか独自でされているのかというのを、その辺りを聞かせていただきたいのと、もう一つ懸念するのは、職員の配置なんですよ。配置が、やはり昨日、副市長もおっしゃってたように、異動が多いということで、何年ごとかちょっと分からないですけど異動するので、その行った先で全く何も経験がなくて一から始める方も多いと思うんですけども、たまたまそういう経験の少ない人たちがあの同じ部署に集まってしまったとか、そういうこともあり得るのかなと思ったりもするので、その辺りの配慮ということもどんなふうに葛城市は考えてらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの柴田委員のご質問、まず職員の昇格に関する部分なんですけども、葛城市といたしましては、単に年齢や経験年数のみではなく、職員の能力や資質に応じて昇格は行っております。また、人事配置の点についてなんですけども、毎年各課に人事課が人事ヒアリン

グを行っております。各課の状況を把握しながら、また職員個人への人事に関する意向調査も行っております。それらを踏まえて職員の適正に応じて人事配置を行うようにしております。今後も人事評価制度に基づきまして、適正な管理したいと思います。

なお、国の独自制度があるとおっしゃった部分なんですけれども、葛城市も職員の人事評価実施規程というのがあります。それに基づいて人事評価を行っております。特に能力評価、行政評価など、職員、上司が直接面接して期首、期中、期末という形で面接しながら評価させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ということは、葛城市独自で能力や面接もされてるのかなと思うんですけど、それに合わせて昇格を決めていると。人事のヒアリングして配置もきっちり決めていくということなんですけれども、私もこの数字から見る感覚が、やっぱり管理職の方が多いのかなと。こんなに管理職ばかりが多かったら、もう下の人が少ないので、下の人の言えば努力というか、もう本当に働く、職務が多くなるということも考えられますし、そうすると時間外の値段も高くなってきますし、そういった仕事の効率が悪くなるんじゃないかなというふうな感じもしてまして、何といたって、先ほど市長がおっしゃったような行政サービスの向上という点では、ちょっと人事配置が間違ってしまったら、その低下にもつながっていくと私は考えております。その辺りが懸念するところなんですけれども、多分最後に人事を決められるのは市長だと思いますので、市長のご意見を聞かせていただきたいと思っております。

杉本委員長 3回目やけど。

阿古市長。

阿古市長 ご心配をおかけいたしまして、本当に申し訳ございません。人事というのは、やっぱりその組織の中で一番難しいことだと認識しております。まだまだ行政というのは年功序列のところがあるというのは、もう事実でございます。ある種、以前の日本の社会に近いような人事構成をしているという要素はあると認識しております。その中で、委員がおっしゃいました人員配置の問題というのは、必ず経験者と配置換えする等のバランスは考えた中でしておりますので、業務が継続する形は必ず取ります。ただ、じゃあ人事の配置換えをしない方がいいのかどうかというのは、多分意見が分かれるのかなという思いがあります。効率だけを考えれば、異動はしないでそこでずっと長い間同じ職務に就いていただくということが、多分、成熟度も高くなるわけですからいいんですけども、ただそうすると、その職員はその部署以外では働けない。将来、管理職等、また上に上がっていく段階で、ほかの部署には移れないということが起こってしまいますので、今やっておりますことは、現業はともかくといたしまして、総合職の場合は一定の期間をもっていろんな職種を経験していただくという形を取っておるとというのが基本になっております。これがもし政令指定都市等になればまた考え方も変わるのかなと思っておりますけれども、町から市といえどもまだ3万7,000人ちょっとのところでございますので、ある種オールマイティな職員をつくっていくということが必要な

のかなという、今現状ではそういう考え方にあります。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。やっぱり適材適所ということで、なかなか難しいと思うんです。

いつも考えてもらっていると思いますが、行政サービスの向上とか仕事の効率化を考えて、これからも検討していただきたいと思います。

杉本委員長 僕、市役所で働いたことないから分かんないですけど、適材適所とおっしゃるように、役割がみんなあってというふうに役が与えられると思うんですけども、今のお話やったら葛城市は管理職が異様に多いみたいなイメージなんですけど、割合的には他市とか、僕は多いとは思ってないですよ。役割があるからそこにおる、その役職があるとは思ってるんですけども、今のお話聞いてったら、多分ふわっと聞いてたら役職が多いんじゃないという話になるんですけど、他市とか、例えば同じようなところの比率みたいなんは調べてるというか、あるんですかね。ない。また調べといてもらっていいですか。そこがネックになるかなとちょっと思いましたので、お願いしておきます。

ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 総括ということで1点、総括の質疑を今後の予算編成にもつなげて行ってほしいという思いを込めまして質問させていただきます。

私については1点です。自治体DXについて。ご存じのように令和2年12月に政府において自治体デジタルトランスフォーメーション、俗称自治体DXという形で、行政サービスのデジタル化によって住民の利便性向上と庁舎内の業務の効率化を図って、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくということが大きく国を挙げて決まっております。それに伴っていろんな意味で歳出のほうでも私、質問させていただいておりますけども、葛城市もいろんな取組をいただいております。ただ、その質問の中で、特にRPAに関しまして、本来のRPA、RPAを導入していただくことはいいんですけども、それを業務の効率化につなげるという意味では、新たにそのシステムをまた違う仕事の内容だったら作り替えないといけない。そこに対して、本来なら職員が自由にできるようにというのが本来のRPAですけど、話伺っていると、そのところはまだ業者に発注しないといけないという形になってまして、その辺りが国の求める方向性と違うんじゃないかという感じがしております。

そういうことを踏まえまして、まずお聞きしたいのが、国がこの自治体DXの推進に絡めまして、大きなその掛け声だけじゃなくて、どうやって進めていくかということを一応指示はしております。されております。効率的に自治体DXに取り組めるように、自治体DX推進計画というのをまずつくりなさいと。具体的には昨年度、自治体DX推進手順書というのを作りなさいというふうにされてるんです。その手順書の中身を事細かくステップごとに、ステップ0からステップ3まで、ちゃんとこういう手順でやりなさいよというふうに国が示してるんですけども、まず現状として、葛城市でその自治体DXの推進計画書、具体的には推進手順書というのが定められてるのか、それがあればどういうものかというのを教えてく

ださい。これが1点目。

2点目として、国がやっぱり自治体DXを進めるに当たって一番注意すべきところというところで、それを利用する市民、住民のところに対してのサポートということで、デジタルデバイド対策、これは何かというと、要するにICTを使える方と使えない方にその格差が出てはいけないと。だから、やっぱり全ての方が平等にそのICTの恩恵を受けれるようにその辺の対策をなさいよというのがデジタルデバイド対策と言うんです。これを一応国は求めているわけなんです。そこに対して、今現状、葛城市はどういうふうな対策をされてるか。この2点をお願いします。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの奥本副委員長のご質問、葛城市におけるデジタルトランスフォーメーション、DXの推進計画があるのかという点につきましては、今、手順書はもちろん読んでおるんですけども、手順書の中身の確認はしておるんですけども、計画についてはまだできておりません。実際のところ必須ではないんですけども、それに基づいてどのように進めるかというのは内部では検討しております。

次のご質問のデジタルデバイド、情報格差の是正という意味でおっしゃってると思うんですけども、これ特に葛城市は情報関係の部署ではないんですけども、広報にも今度の10月号に載せさせていただいてるんですけども、スマホの上達講座など高齢者の方への教室などがそれに当たるものであると考えております。ですので、iPadやスマートフォンの利用の教室、講座などがそれに当たるということで実施しておるという状況でございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず、その推進計画と手順書についてはまだ定められてないということですよ。もう手順書は既にこの9月に、今月にまた改訂版が出てるんですよ。もうそれを結構導入している自治体が多くて、要は国はこの手順どおりにやったらできますよということを教えてくれるので、そんなに難しいことじゃないと思いますから、これはできる限り早くやられたほうがいいかなと思います。そうしないと、なかなかほかがやってくるのにこっち独自に考えるというのは難しいところですので、そこはもうできるだけ早くお願いしておきます。これはもう今回の今期の総括を踏まえた上で、次期につながる予算編成までということをお願いします。

それと、デジタルデバイド対策、高齢者の方のスマホの講座とか開いてらっしゃることですけども、それも1つ方法ですけども、最終はあんまり勉強しなくても誰でも使えるようにというのが本来、国が勧めているところの、しかもそれをやりなさいという対策を求めているデジタルデバイド対策なので、そのシステムをつくって、RPAでも何でもそうです、AIのシステムでも、そんなに教えてもらわなくてもある程度直観的に使えるというのを本来国は求めているわけですから、そういったところも踏まえて両立てでそういう分かりやすいし、使いやすいシステムと、一部そういう形で勉強というか教えが必要なところと二本立て

でいていただきたいと思います。

それと、この自治体DXなんですけども、岸田首相の肝煎りで、デジタル田園都市国家構想というのをうたってらっしゃって、それに対して呼応して、各地方自治体も今のような自治体DXの推進計画の下、いろんな対策というか、もう実施に動いてらっしゃるところが結構あります。特に今年度、デジタル田園都市の「デジ」を取ったDigi田甲子園という取組があって、全国の地方自治体に対して、今現状までで取り組んでいる自治体DXの主な施策をその甲子園形式で競争させるという取組があったんです。奈良県からは4市町が参加されてます。簡単に言いますと、奈良市がGIS、前から私が言うてますように地図情報ですね。これを一部オープンレイヤーで誰でも使えるような形にして、そこに道路損傷システムというのを組み込みました。この間、歳出の質問の中で、柴田委員がおっしゃったように、道路で何か不具合があったら、住民がそれをスマホに撮って送ってそれを対応できるというやつを、もう既に奈良市がやってらっしゃいます。宇陀市はメタバースという仮想空間にその産業活性化の市のいろんな産業振興のやつをもう作ってらっしゃる。そういう一種のホームページみたいなものですが、それを作ってはります。吉野町に関しては、オンデマンド交通ですね。もう葛城市もありますけど、あれをもうインターネットから、あるいは携帯から予約したその場で自動的にAIが組み替えて、最短で発車できるシステムというのを今回作られました。あと、広陵町に関しては、子どもの見守りも含めた従来からあったこのワイヤレスのタグですね。位置情報が分かるようなシステムを、それをもう全面的に地域の見守りという形でシステム構築されてます。こういった取組をもう県内ではどんどんやってらっしゃるわけなんです。今、令和3年度です。令和4年度に関しては、葛城市に関してはAI相談というのがありましたので、令和4年度はまたそういう形で進んでいくことだと思うんですけども、やはり国がこの自治体DXの中の一番肝としている施策の中で取り組みなさいと言ってるのが、AIとRPAなんですよね。だから、そのところ、RPAは特に業務の効率化につながるということなので、できるだけ、入れたんはええけども、従来のシステムと同じように業者に頼らないといけないということにはならないようにだけ、それだけ総括という形でお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。

奥本副委員長 結構です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは総括質疑ということで、まず1点目。先ほどから複数の委員もご指摘されております行財政改革につきまして、お願いなりお尋ねをさせていただきたいと思います。行財政改革につきましては、以前から市長のほうからも、硬直化というお言葉で、この葛城市の財政についての評価をされております。私、硬直化という言葉がどうも嫌いとかいうことじゃないんですけども、分かりにくい表現やなというふうに常々思っております。私は、健全じゃない厳しい状況であるというふうな解釈をしております。もし間違うてたらご答弁いた

けたらいいんですけど、硬直化イコール厳しい財政状況であるというふうに思います。財政状況と、今日も市長、昼からお持ちになった資料でございますけれども、その中の全国の自治体との比較もその資料の中にも載っておりますけれども、午前中のお話で言いますと、39市町村中の真ん中ぐらいという県内での状況やと。ところが、先日の藤井本議員並びに私の令和3年3月議会の一般質問でもお話ししましたように、全国千七百数十団体の中の千六百云々と、悪い表現の仕方から勘定したら、全国で言うたらけつから100番から150番の間と、こういう表現ですよ、これ。表現の仕方が変わったら、このぐらい変わるということなんです。それが現状やと。厳しい、それが物語ってるということを言いたかった。私、これどこをどうなっとんのかなということ、この成果報告書の3ページにも出てます性質別の区分ということで、先ほどちょっとご答弁の中にもございましたけれども、人件費というのが18.5%やと。これ全国の平均で言うたら17%なんです。言うてはるように、先ほどの評価であったように、全国平均よりも比率的には人件費の比率、これは全支出に対する割合ですので、ちょっと多いなど。特に扶助費で29.4%に対して全国22.7%、それから普通建設事業費に関しては11.6%が本市で全国が13.6%。普通建設事業費レベルからいくと、比較的金額的に大きいところは全国より少ないというふうなことで、それもちよつとあんのかなと。公債費も非常に懸念される場所ですけども10.8%やと、全国が9.7%と。これもちよつと多いねということやねんけども、特に気になる多いのは補助費等11.3%、これ全国7%なんです。要するに、これはどういうふうに解釈したらええのか分からんけども、それやったらもう各種団体の補助金減らせみたいなどころに行くともまたひんしゅく買うから、妥当性があんのかないのか、その辺のところの1つの19億1,800万円の必要性というものも、今後のこの財政を見直すときの1つの指針になんのかなというふうになんか感じました。

もう一つは、行政サービスなんです。予算審議をして、予算を1つ確保といいますか、予算が決定しました。今回、その予算に対する決算、執行額が決定して、その中をどうあったこうあったという審査を3日間やったわけなんですけども、その中で複数の委員からもございました、100%執行してないよねと、たくさん残り過ぎてるよねというふうなご指摘がたくさんございました。これは何でかということなんです。私は、先ほども申し上げましたように、補助費等が豊富、要するに市民に対する行政サービスが奈良県下でも特に多い、十分に市民の要望に応える対策をたくさんしていただいているにもかかわらず、これが執行されないというのは非常に残念なんです。そこで、原因なんですよね。知ってたら使うのにと、西川委員からもありました、そのブロック塀の問題とかいろいろ複数ありました。余ってる。600万円に対して400万円ですか。こんだけいろんなことをきめ細かい対策をしていただいてるのに市民に伝わらないというのは、これは市民にとってはもったいないですよ。市にとっては、何してんねんというところなんです。知らん、聞いてへんというところ。私、それぞれ原課が例えばこのブロック塀に対して、ブロック塀こうするんですよ、広報誌に載せましたと。それ、単発なんですわ。市民の皆さんへこういうサービスありますよという1つのシートを作って、各課が原課ごとに市民に対して周知するような補助支援策があればここに皆入れていけよという箱を作る。移住者に対して、引っ越ししてこられた方に対し

て、葛城市何してくれんのんと。一覧で出ないんですよ。すむなら葛城市がどうか、こういうサービスもある。ないんです。原課は持ってはる。ホッチキスないんです。移住者に対して、葛城市に引っ越していただいてありがとうみたいなご挨拶がある。葛城市の各行政サービスはこういうのがありますよと、だらだらと30項目、40項目がある。こんなもあんなもあんのかというふうな伝達の仕方、周知の仕方。もしくは、コロナに感染された方は市は何かしてくれんのかな困ったなと、いやいややっていますよと。この間も生活支援で宅配、置き配をやってるよと。いやいや保健所に頼んでるから伝わってませんか。保健所忙しいってそんな説明なんてできてない。こういった、せっかくやりながらその人らに伝わってない。こんなもあるんですよ、現実ね。ちょっとそういうことが多過ぎることが予算に対する決算の未執行額の原因になってんのかなというふうに思います。間違っほしくないのは、予算組んだら皆使えというふうなことを私は提案してるわけではない。必要経費、いろんな節約のできるペーパーレスの問題とか、それから光熱費の問題とかについては、これもう節約、皆さんがそういう意識を持って省エネ対策に取り組んでいただくことが必要かというふうに思うんですけども、そこのところを、そういう取組をしていただけないかなということをお願いします。

1つ、さっき行財政改革で言い忘れたんですけども、3名の部長が行財政改革に対していろんな取組をしてることのご報告がございました。二、三年前からですか、もっと前からや、私の知ってる限りずっと、総務建設常任委員会では行財政改革についての調査案件というのがタイトルにあるんです。その中で今日まで議論してきたんは、理事者側からは、この件に関して報告事項はありませんということの連続だったんです。ところが、今日、決算の総括質疑の中で、行財政改革について各部長がこんなやっています、あんなやっていますと報告してくれはりました、総務建設常任委員会の調査案件のこの行財政改革のタイトルは何だったんだと私言いたい。横に委員長がおられるので、委員長はそんなこと思っていないよとおっしゃられてるかもわかりませんが、私としてはあの厳しい財政状況の中で、議会の調査案件で何かないか、このことに関して考えてんのかと聞いたときに、ないと言われたんも残念でしたけども、あんのに聞かされなかったという残念さも私はいかななものかというふうに思います。この2点。

杉本委員長 誰が答えますか。

阿古市長。

阿古市長 誰が答えるか悩んでるみたいなので、私のほうから。まず、経常収支比率のお話です。令和2年度の数字でおっしゃっていただいたのかなと思います。誤解があったらあれですので、奈良県の39市町村で31位だという数字ですけど、市の中では多分5位か6位ぐらいという、真ん中ぐらいですよというお話をさせていただきました。その自治体の形態によってかなり違いますので、市町村を一緒に議論するというのは難しい話かなというのはあります。全国ベースで言いますと、もうこの経常収支比率だけでは実はございませんので、全般的に言いますと大体中の下ぐらいが葛城市の置き位置といいますか、現状かなという認識を持っております。

その中で、厳しい財政状況とおっしゃっていただいて本当にありがたいんですけども、監査委員からの報告等もございますのでご覧いただけたらと思いますけども、実質赤字比率は黒字でございますので、当然、早期健全化基準にも入っておりませんし、連結実質赤字比率も黒字でございますので、当然、早期健全化基準が25%ですので、そこはまだ全然大丈夫ですし、将来負担比率も早期健全化基準は350%ですけども、38%という数字でございますので、財政としては非常に健全な財政であるという認識は持っております。

その中で、委員がご指摘の財政が硬直化してるという部分については、私もその認識を持っております。それは先ほど谷原委員のほうからの質問もありましたけども、この硬直化させないで数字だけ追っかけようと思えば追っかけられます、正直申し上げると。ただ、それをすることがいいのかどうか。100%を超えなければ、ある程度のバランスで余裕をどの程度取るのかという議論やと私は考えております。それが行政サービスを最大限その財源の中で推し進めるというその比率のバランスがどこなのかというのが、財政が硬直化してるしてないという議論につながっていくのかなと考えております。ですので、私としましては市民第一ですので、許される財政の範囲内で最大限有効にその財源を使って行政サービスをするというのが私の理念でございますので、その辺は財政当局と若干意見が食い違ってもしょうがないのかなという気はしております。

それと、決算と予算の関係につきましては、委員がご指摘の部分はもう理解しております。ただ、いろんな理由が個別個別であると思います。全体の大きな考え方としては、当然、契約の予算につきましては、ある一定の余裕を見ます。予定価格というのは高いめに設定しとかなないと契約事務に入れませんので、当然、差金というものは発生いたします。それと、対象人数がある程度の推計でいく部分というのは、枠取りの数の取り方をします。それもできるだけ精度は求めるんですけども、やはり思っているよりも需要と供給のバランスで崩れることがありますので、それも考えた中での枠取りの予算になるというのはあります。それと、今回ご指摘いただいた中で、特にコロナ関係につきましてはもう国が一定の金額で来ますので、ですので、その中で葛城市の場合は、ほかの市町村とは違いましたかなりの事業項目を挙げました。ということは、逆に考えればきめ細やかな分類をし、事業成果が市民の皆さん方に均等にできるだけ与えられるようにというような配慮をしました。ですので、商品券だけでいくとか、そういうふうなある一定の業種にとか、そういうふうな形のものとはそれほどはなかったのかなと。ただ、いろんなところに分散したことによって、ある種、公平にいろんな事業者も含め、いろんな方々が一定のコロナに対する予防措置といえますか、そのようなものを配分できたのかなという考えはございます。ただ、その部分につきましては、予算額と決算額というのは項目ごとにはかなり食い違った部分があるのかなと考えております。委員がご指摘のとおり、行政はその目的を持って予算付けをしますので、その目的が達成できるかできないかというのは大切なところでございますので、特に市民の皆様方が、こんなことあったのに知らなかったということがないように、これからまた広報の仕方も研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 硬直化の解釈の仕方が私と市長と若干食い違いがあって、厳しい財政状況というふうに翻訳をする私と、健全な財政運営してるけども硬直化してることとそれとは別やという解釈との違いですので、いずれにしましても、余裕のある、全国で上の中じゃなしに、中の下というふうにおっしゃられたということは、まさしく財政状況は全国の中より下のほうのランクに入ってるということなんです。これ、もう全国レベルから見ると高い数字じゃない。奈良県では12市のうちの5番、6番というふうなポイントになってますけども、現実には全国から見たらそんなに健全という大きな声で言える状況じゃないということを実感しつつの運営をさせていただいてるというふうには私は解釈をしておりますので、そんな中でもたくさんの方々が、葛城市に来てよかった、それから葛城市民として誇りを持ってるとか、いろんな意味で市に対する評価をさせていただいてる。その中の多くは、この住民サービスの内容にあんのと違うかなと。そういう手厚い取組をさせていただいているにもかかわらず不十分なところがあって、予算を付けながら執行十分に行き渡ってないというのが、もう少し知恵を出していただきたいというのが私の総括でのお願いでございますので、これはもうこれからどうするこうするというふうなことじゃなしに、もう私のお願いとして聞いておいてください。その広報の仕方というのは、先ほど私が言いましたように、単独で広報誌に載せましたと皆言うてはるけど、ホームページにと言うてはるけども、私の立場でのその欄はどこと聞いたときに、全部見やんと自分に対しての住民サービスというのは拾えないんですよ、やっぱりホームページを見て探そうとしたら。ところが、例えば葛城市に新たにお住まいの方へというタイトル見たら、ああ葛城市に来たらどんなやってくれるのかなと。ホームページ見てくださいと。こういうタイトルあるんですけど。ああこれとこれとこれとすぐ分かるんですよ。それはもう高垣部長のところでは箱だけこしらえて、部長ごとにこの箱にお前ところのこういう対象の人には何やってんのか入れろよというふうなイメージの広報の仕方というのは、私は非常に分かりやすいと思う。ぜひともそういうホームページのやり方をさせていただきたい。

それから、ご答弁いただいてませんが、今後の総務建設常任委員会における行財政改革のご報告については、今回ご報告する内容はございませんというご答弁のないように、きちっと今、取り組んでいただいている行財政改革に対するいろんな取組をご報告いただきたいと、委員長に成り代わりましてお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、令和3年度一般会計決算についての質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和3年度葛城市一般会計決算の認定に関して、反対の立場から討論いたします。委員会ですので、委員会の討論を踏まえて、少し反対の理由を述べさせていただきます。

まず、私の一番大きな理由は、この予算の段階でも私は反対したんですけれども、地方創生臨時交付金の使途における地域の消費活性化事業、これについてポイントを付与するという形で5,000万円ほど地域の消費活性化ということで付けました。5,000万円といたら相当の金額だったと思います。事業効果を上げれば5,000円ごとにポイント付けるということで、2万5,000円以上使えば5,000円のポイントが付くということですから、5,000万円というふうになると2億5,000万円の消費が発生するという事業だったわけでありまして、特にコロナ禍で生活が大変になる、営業が大変になる、その中で1つの大きな目玉としてこれを打ち出されたわけですが、私はその前年度にプレミアム付商品券という形で商工会にも委託して販売していただいたりして、このプレミアム付商品券で消費活性化をやったんですが、このときも私言ったんですが、2,000円出さなければ4,000円分のメリットがないということで、特に高齢者の方、所得の低い方からは非常に使いにくいというご意見もいただいてました。結果を見ましたら、やっぱり65歳以上の高齢者の方の購入率は非常に低かったんですね。7割を切ったと思います。若い方は90%を超えてましたけれども。それを基にこのポイント還元による地域消費活性化策5,000万円については、本当に使う方が限られる。ましてや高齢者なんかほとんどスマホ決済なんかやっていない。こうした事業をやることについての疑問を呈しておりました。結果、決算を見ますと1,000万円も行っていないんですね。5,000万円の事業費を付けながら、結局1,000万円も到達しなかった結果になっていると。私は、これは事業効果として本当に予算で反対したときと同様の結果が出たために、本当にこれは逆に言えば驚いたわけなんですけれども、実際、私の周辺でもほとんどの方がこれを使ってはおられませんでした。他方、御所市や大和高田市では、全ての方に恩恵が与えられるようにということで郵送で地域振興券を送られました。そして、地域の零細商店などにも限定した色の券で使うようにしたりして、大変その、皆さん喜んでおられたんですね。近隣市がそういうことをやりましたもんですから、私のところにも、葛城市は何でこんなやり方するんだと、冷たいではないかというお言葉もたくさんいただきました。今年度は2,000円分ですけれども、各ご家庭に郵送するということがされたわけなんですけれども、事務費に対して2,000円分ですから、事業効果としても効率の悪いものになったと思いますけれども、私はこのコロナ対策というのは、お金の問題もありますけど気持ちの問題が大きいと思うんですね。高齢者の方はなかなか外に出ない、生きがいが失われる、ましてやその文化会館とか、体育施設、葛城市はびしっと閉めました。そのために不用額もたくさん出るということにもなったわけでありまして、私は本当にコロナ対策、この令和3年度の予算は大きな目玉だったと思いますけれども、果たして事業効果、本当に市民の方々に喜んでいただけたのか、市民の方々を励ますような政策になったのかどうか、私は大変疑問に思っているところであります。それが最も、たくさん理由はありますけれども、その1つの理由であります。

もう一つは、行財政改革についての議員の気持ちと市長との差がだいぶあるなど、行政との間の差があるなど、先ほど増田委員もおっしゃったようなことであります。本当に行財政

改革、我々は本当に望んでるけど、どうもちぐはぐになってるなというふうに思います。1つだけ経常収支比率に関して、増田委員のほうからも、例えば補助費等の問題、非常に増えてるということをご指摘ありました。こういうところに目を付けていただきたいんですよね。私も過去、クリーンセンターの問題で、随意契約の問題、それから犬猫の遺体処理の問題で、この経費削減。何でこんな問題に行き当たったかという、やっぱり経常収支比率で物件費が上がっている。物件費の中には賃金とか委託料がありますから、もう全て決算書、過去全部調べて全部分類すると、どうも塵芥処理費の中で委託料が非常に上がってきている。その中でも、この犬猫の処理のところと、それからクリーンセンターの管理運営、それから収集運搬、このところで非常に高い伸びになっている。そこで調べたら、実際、犬猫の件では窓口の宿直員の方が、実はこうこうで土日のことで電話がかかってくるけれども、どうも疑わしいんです。そういうことになったから調べる。それから契約を調べて、契約がどうもおかしいなど。随意契約になってる。これ、一般競争入札してほしいということで何とか下がっていくわけです。だから、我々、経常収支比率、市長のおっしゃることはよう分かるんです。そのバランスの問題、おっしゃるとおり一般論では分かるんですが、我々の思いとしては、経常収支比率の中に何が上がって、どこが上がって、どう削減できるのか、無駄があるのか、その無駄を省いて経費をちゃんとコストダウンしましょうというふうな思いでこの経常収支比率を言うてるわけです。だから、そういうことをやってほしいわけです、行政のほうも。だから、行政改革によって財政的な効率、無駄が省けた。一番分かりやすい形で行財政改革を進めていただきたいわけですね。それが先ほどからの答弁のことを伺うと、本当にそういう思いが届いてなかったのかなと思いますので、今後、総務建設常任委員会の調査案件等でも、しっかりとこの辺を議会でもやっていけたらと思っております。ちょっと意見ということになりましたけれども、反対としては先ほど申したことを1つの理由として反対といたします。

以上です。

杉本委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、認第1号、令和3年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市の令和3年度一般会計決算におきましては、新市建設計画に伴う事業などで発行した地方債の償還が続く中で、前年度に引き続き良好な黒字決算となっております。

まず、歳入面におきましては、コロナ禍である中、調定額は若干の減額はあるものの、市税収入が前年度より約924万円増加しており、前年並みをキープされております。収納率におきましても種々の対策を講じていただいているということで、96.67%と0.49%の上昇、また現年課税分におきましては99.24%と0.44%の上昇で、高い収納率が保持されております。現在、厳しい経済状況の中ではあるものの、前年度に引き続き改善が見られ、市税収入の確保に努められたと評価をするものであります。

また、歳出面におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として地方創生臨時交付金

事業をはじめ、社会保障関係施策の充実などにより、医療費をはじめとする扶助費の増加もする中、黒字決算となったことには高く評価をしたいと思います。

また、経常収支比率についても、令和2年度が97.9%に対し令和3年度は93.9%と改善されたものの、財政の硬直化は依然深刻な状況にありますので、現在、物価も上昇していることもあり、さらなる行財政改革に努めていただき、財政の健全化を目指していただきますようお願いをいたします。

しかし、財政調整基金につきましては約4,500万円の積立、公共施設整備基金においても1億円の積立があり、厳しい財政状況にあります。当麻庁舎周辺整備や将来の庁舎建設などをしっかりと見据えた中で、今後このような基金も取り崩すことのないように計画的に積み立てていただきますようお願いをいたします。

以上により、本決算につきましては、新型コロナウイルス感染症により世界的な混乱があったにもかかわらず、適正な執行の下、十分な成果が達成されたものと認められるものであり、今後においても市民サービスの向上に、またウィズコロナによる市民の新生活の支援により一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

杉本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

杉本委員長 起立多数であります。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

杉本委員長 次に、認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

決算書の167ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額39億6,077万円、2、歳出総額38億9,934万5,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は共に6,142万5,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。176ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきましては、690万9,965円の支出でございます。

2目連合会負担金では531万1,424円、3目共同事業負担金では531万円の支出でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費では246万7,042円、次の177ページ、3項1目運営協議会費では16万5,000円の支出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では22億3,426万9,643円の支出、3目一般被保険者療養費で2,933万721円の支出、5目審査支払手数料で769万3,594円の支出でございます。

178ページ、2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費で3億2,196万2,692円、3項高額介護合算療養費では、1目一般被保険者高額介護合算療養費で20万3,464円の支出でございます。

179ページ、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金で924万円、2目支払手数料で4,410円の支出でございます。

6項葬祭諸費、1目葬祭費では120万円、7項傷病手当金で6万759円の支出でございます。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金では、11億358万1,614円の支出でございます。

ページをおめくりいただき180ページ、4款1項1目共同事業拠出金で26円の支出、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では3,568万7,957円の支出でございます。

181ページ、2項保健事業費では全体で375万1,317円の支出、6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では1億2,895万4,000円の支出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目一般被保険者保険税還付金、3目一般被保険者保険税還付加算金、182ページ、5目償還金合わせまして324万1,800円の支出でございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計38億9,934万5,428円でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

172ページに戻っていただきまして、1款国民健康保険税でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税では、全体といたしまして7億1,687万9,925円の収入、2目退職被保険者等国民健康保険税では、合計30万781円の収入でございました。

下のページ、173ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして16万3,750円、3款県支出金では、1項県補助金、1目保険給付費等交付金として28億596万4,413円、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で2,021円、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億5,513万8,790円の収入でございます。

174ページ、6款繰越金といたしまして、1億6,166万512円でございます。

7款諸収入では、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金といたしまして541万621円の収入、2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では、1,092万8,554円の収入でございます。

4項の雑入、2目一般被保険者第三者納付金といたしまして115万9,844円、4目一般被保

険者返納金といたしまして170万6,038円、5目退職被保険者等返納金といたしまして11万9,963円、6目雑入として7,070円の収入でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金といたしまして132万8,000円の収入の、以上、歳入合計39億6,077万282円でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけ質問しておきます。国保に関する状況については、詳しくこの成果報告書の中に、これまでいろいろ質問したことも含めて丁寧に書いていただいておりますので、1つだけ質問しておきます。

保健事業についてなんです。予算の中というよりは、健康に係る保健の様々な取組をやられております保健事業費ということで、様々なことをやられておられるわけですが、その事業効果、この間どういうふうな取組を今、主にやっておられて、特に重症化を防ぐための様々な取組をこれまでやってこられたと思います。地域のお医者さんを講師にして、特にCKDですか、そういう問題についても市民の啓発活動を通じて、できるだけ医療費を抑えるというふうな取組をされてきたと思うんですけども、その事業効果について実際にどういう状況かということについてお伺いしたいと思います。

以上。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いいたします。

取組といたしましては、集団の運動教室、また慢性腎臓病予防の講演会等を何度かしております。

事業効果につきましては資料がございませんので、後ほどお答えさせていただくということで申し訳ございません。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 私これ聞きましたのは、こうした保健事業ですけども、国のほうが、これ効果ないやないかということで補助金を削るという方向が報道されましたので、私もそういう講座をYouTubeで配信されたりしたのを見て非常に参考になりましたし、高齢者の方にも地域の先生方が講座をされて非常に評判がいいんです、よかったというふうな。私は直接そういう効果、金銭的な効果が出れば良いと思うんですけど、それとともにそういうことも含めてしっかりと活動をやっているということをちゃんと評価していただいて、ぜひ積極的に発信していただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

あわせてもう一つ、これはだから医療費の給付のことに係るんですけども、実際にどれだけ国民健康保険の被保険者が医療費の給付やっていると、177ページのところの2款保険給付費ですね。ここで実際に医療にかかられて保険を使って、その分で医療費が

この保険の県の運営するところからそれぞれ支払われるわけですが、ここに金額が上がっておりますけれども、27億4,100万円、葛城市の1人当たりの医療給付費がどれぐらいで、県の平均がどれぐらいで、どの位置に葛城市があるのか。これ、今、国保統一されて、統一国保料金に向けて段階的に上げられていってますけれども、葛城市の市内にお住まいの方で国保に入っている方々の医療費の給付水準について伺います。

杉本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いたします。

葛城市の1人当たりの医療費の水準ということでございます。現在分かってますのが令和2年度における1人当たり医療費となります。一般分では葛城市は34万1,062円となっております。県内では35位になります。県内市町村の平均では37万743円という状況になっております。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。葛城市は、言ってみれば1人当たりの医療費にかかる国保加入者の方は少ないわけですよ。さっき県内で35位とありました。平均と比べても約3万円ほど年間低い医療費となっております。その分だけ保険に負担をかけてないということになるわけですが、これが統一保険料水準になるということで、私はこれは従来から問題視してきたところですが、引き続き医療の均てん化をやる中で統一化するというのは県の約束でしたから、葛城市には大きな病院もありません。大きな病院があつたりすると、この医療給付水準、地域の医療水準が上がって医療費が上がるというのは県の考えでしたから、医療の水準の均てん化をやる中で国保料金を統一すると言ってきたわけですから、ぜひ県のほうに積極的に葛城市の医療水準が上がるように働きかけていただけたらと思います。

以上です。

杉本委員長 最初の質問はもう後でいいんですか。

谷原委員 いいです。

杉本委員長 いいですか。どうぞ。

松本課長。

松本健康増進課長 先ほどの事業効果のご質問ですが、直接関係するかどうかは不明ですが、様々な事業をすることにより、葛城市で行っております特定健診、また胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の受診率は県の受診率よりも高いという実績がございます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 1点だけ教えてください。174ページ、7款諸収入、1目一般被保険者延滞金なんですけども、当初予算400万円に対して541万621円になってるんですけども、この理由というのを教えていただきたいんですけど、お願いします。

杉本委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課、収納促進室の油谷です。

こちらのほう、延滞金につきまして減額となった理由につきましては特に理由はございませんが……。一般被保険者と延滞金につきまして予算の400万円に対しまして収入金額が541万621円となっているところがございますが、こちらは予算のほうは枠取りでございまして、延滞金につきましては実際に入った金額というふうなことになります。

杉本委員長 それはそうでしょう。その理由、何で増えちゃったのと聞いてはと思うんですけど、それはそうですね。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 そちらのほう、延滞金について増えたのは、滞納処分とかによりましての歳入によるものも大きいかと思われま。

以上です。

杉本委員長 ちょっと分かりにくいですね。

奥本副委員長。

奥本副委員長 ちょっと質問の意図が分かりにくかったのかもしれません。もう一回言いますね。最初、枠取りはそれは分かるんです。枠取りに対してこんだけになってるというのは、その理由があると思うんです。例えば、その枠取りの予想があまりにもかけ離れてたんか、あるいは何らかの被保険者のほうに払えない理由が増えたのか、増えたのであればその理由を教えてくださいなと思ったんです。今の現状のこの人数というか、延べ月数というんですか、何かそういう数字で具体的にその理由を説明してほしいんですけど、それお願いできますか。

杉本委員長 油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 税務課の油谷です。

それでは、令和2年度と令和3年度の比較ということでさせていただきますと、国民健康保険税の延滞金の令和2年度につきましては300人が対象になっておりまして、収入額としましては930万6,911円に対しまして令和3年度は338人、金額にいたしまして541万621円となっております。こちらのほう、前年に比べては延滞金のほうは低くなっているんですけども、こちらのほうについても大口の納付がなかったでありますとか、延滞金額の減少……。

杉本委員長 予算が400万円で組んでのに増えてるじゃないですかという今の質問なんです。だから、その今の話はちょっと違うと思うんですよね。予算の400万円がおかしかったのかという質問やと思うんです。

油谷室長。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 こちらのほうの400万円はあくまで予算のときの……。

杉本委員長 それはそうでしょう。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 例年で入るであろうというふうな金額で組んでいるところではございます。

杉本委員長 前年は予算は何ぼやったんですか。

油谷税務課主幹兼収納促進室長 失礼しました。前年度、令和2年度の予算につきましても、延滞金につきましては400万円で予算を組んでおります。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。枠取りに対してのことなので、頑張ってくれはったんやなどいうことで理解しときますけども、要は、令和2年度との比較のところこういう数字の差があるというのは、もう社会情勢の原因があるのか、あるんであればそれがやっぱりいろんな市民の方のこの支払能力のところに影響してきてるんかという、その辺の分析を聞いたかったんですけども、多分そうだろうということで終わっておきます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

いつも言ってることはありますけれども、それはさておいて、今、奈良県の国保の県単位化ということで一種の広域化なわけですけれども、これを令和6年度には完成させるということで、統一された国保料水準に向けて毎年葛城市は8%平均して国保料金が引き上げられております。これは令和6年度でそこで統一料金になるわけですけれども、過去、葛城市は12市の中で一番安い国保料金でしたし、県内でも下から3番目に安かったんですね。非常に住みやすい葛城市の1つのサービスであったわけですけれども、それは2つありました。

1つは、一般会計から毎年1億4,000万円も国保料金を抑えるために、これは合併時の約束がありましたから、負担は低くサービスは高くということをやった。それが県単位化で禁止されたために、一般会計からそれを補てんすることはできない。さらには問題は医療給付水準は先ほどありましたけど、葛城市は皆さん健康意識も高いと私は思いますよ。それから先ほどありましたように、特定健康相談とか特定健診をやった後しっかりと追跡調査されて、そして重症化するような場合があれば様々な勧奨も行って受診を進めたり、あるいは講座とか受講していただき、重症化予防事業をしっかりとやっておられると。だから医療の機関も少ないということもあるかもわかりませんが、そういうことも相まって、これまで葛城市の医療支払いの水準が低いのために国保料も低かったんですよ。だから私がずっと言い続けているのは、住民が努力し、行政も努力して、低い医療水準にしているにもかかわらず、取られる料金だけはこの市町村も一緒というのは不公平だとずっと言ってるわけです。こんな都道府県は数少ないんですよ。奈良県はその1つですけども、ほかには医療給付水準に合わせた国保水準にしていますよ、インセンティブを働かせるために。ところが、奈良県ではそうじゃないんですよ。だったら、奈良県は医療の均てん化、医療を押しなべて広く同じようなサー

ビスを県内でやりますと言ったんだから、葛城市はもっと発言してほしいんですよ。本当に葛城市に総合病院が欲しいという声もある。いろいろ病院を誘致してほしいという声もあります。そこを県に掛け合って、もっと努力してほしい。その材料に使ってほしいと思いますので、こういう画一的な県単位化による国保特別会計になってること、このことが反対の根本理由であります。

以上の理由をもって、この決算の認定には反対いたします。

以上です。

杉本委員長 ほかに討論はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 認第2号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険につきましては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費負担が増大する一方で、被保険者が年々減少するなど構造的な問題を抱える中、国保制度の安定化を図ろうと、平成30年度に市町村単位から県単位への運営へと移行して、今年で4回目の決算であります。奈良県では令和6年度に保険料水準を統一するという事で、奈良県内にお住まいの方がどこに住んでおられても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料になるということを目指して、県内各市町村とともに取組を進めておられます。そのような中で、一般会計からの財源補てんを受けることもなく黒字決算を保つことができおり、国民健康保険事業を持続的に維持し円滑に運営するために努力された決算であると評価するものです。

引き続き、奈良県との連携を深め、安定した国保運営と被保険者の健康保持、疾病予防を図るためにも医療費の適正化に努められ、保険税収納率の向上による歳入の確保などにより、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

杉本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

杉本委員長 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時35分をお願いします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時35分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

内容説明をお願いいたします。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

決算書の251ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額5億979万3,000円、2、歳出総額5億905万4,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は共に、73万9,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、258ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費として254万6,420円の支出、2項徴収費で98万9,279円の支出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として5億549万8,940円、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で1万9,400円の支出でございます。歳出合計5億905万4,039円の支出でございます。

256ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料といたしまして、3億9,019万8,651円の収入でございます。

2款使用料及び手数料では、2目督促手数料といたしまして2万円、3款繰入金、1項他会計繰入金では、1目一般会計繰入金といたしまして1億1,860万7,388円ございました。

4款繰越金では91万6,300円、次の257ページ、5款諸収入では収入済額5万300円で、1項延滞金加算金及び過料といたしまして1万9,900円、2項償還金及び還付加算金で3万400円ございました。

3項預金利子、4項雑入共にございませんでした。

以上、歳入合計5億979万2,639円ございました。

ご審議よろしくお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 保険料の収納率について、これもちゃんと資料を付けていただいております。ありがとうございます。先ほどからの議論ですけれども、国保税についても、それから市税についても、収納率は今年上がってるんですね。後期高齢者医療保険料についても上がっております。これについては、先ほど奥本副委員長からも社会情勢とありましたけれど、コロナの様々な給付金、低所得者向けの給付金とかありまして、そのことが影響してるんだろうというふうに一般的に言われてるんですけれども、葛城市についてもそのように捉えていいものなのかどうか。なかなかそういう答弁が一切ないので、今、世間そういうふうに言われてるんだけど、葛城市は特別なんかかなと思ってしまいうからいろいろと聞くんですが、なかなか出てこない。ちょっとお願いいたします。

特別徴収はもう天引きですからあれですけど、普通徴収のほうは支払いなんですけど、それがいつもよりも99%超えてますからね。非常に納付率が今年はいいんですけれども、理由

は分からなかったもう結構です。具体的に確たるものがなかったら、世間で言われてるから
いうことだったので、もうそれでいいです。

杉本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

収納率につきましては、おっしゃいましたように令和2年度に比べて令和3年度、少し上
がっております99%となっております。その理由といいますのは、はっきりこれというこ
とは難しく申し上げられないんですけれども、一般的に言われてるように給付金等、令和
3年度ございましたので、それをもって納めていただいたということで、収納率が少し上
がっているのかなと思っております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 私は、本当に皆さん真面目だなと思うんです。言ってみれば、税についてもこういう国保
税その他、こういうものについても社会保険料についても、収入があればきちっと払おうと
いう意識を持っておられるというふうに私は思っております。その分、普段が厳しいのかな
というふうに思っております。感想だけです。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書について認定に反対
の立場から討論いたします。

この会計につきましては、もう言ってみれば広域事務でありますので、葛城市がどうこう
できるわけではありません。ただ、私として毎回言ってるのは、制度の問題として、やはり
この後期高齢者医療制度というのは、日本共産党としてはもう本当に認めがたいと、もう一
貫して主張しているところであります。何よりも、75歳以上の方はもう扶養家族に入れない
と。昔は、息子などの扶養家族として、社会保険の被扶養者として、ある意味では保険負担
がなかったということでもあります。それ以前は老人福祉法に基づいて老人医療費は無料だっ
たわけですから、75歳以上の方を囲い込んで、保険料まで払わせて、こうした別制度をつく
るということは非常に差別的な制度であると考えております。さらには、国保の子ども均等
割の中にも後期高齢者支援分というのがあります。0歳の所得の発生していないお子さんも
数として数えられる国保料金の中に、この後期高齢者の医療分の支援分としてこの国保会計
に入れているものがあるんですね。もうこんなんは制度としてはなはだしい矛盾でありまし

て、この後期高齢者医療制度については様々な問題点があります。

以上の理由で、この認定には反対いたします。以上です。

杉本委員長 ほかに討論ありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、認第7号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心に医療費が増大する中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、高齢者世代と現役世代の費用負担が公平で分かりやすい制度とするため、平成20年度から運用開始されました。令和3年度決算において、歳入では全体の76.5%を占める保険料の収納率は、滞納繰越分も含め99%と高い率を保っています。歳出では本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経営負担金を合わせた広域連合納付金が歳出全体の99.3%を占め、前年度と比較して2.6%の増となっています。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することにより増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり、医療費の適正化や健康の保持増進のための保健事業を積極的に取り組み、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものにするこゝで、安定的で健全な制度の運営を望むものであります。

今後も奈良県や広域連合と連携を図りながら、将来にわたり持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をいただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

杉本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

杉本委員長 起立多数でございます。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認第5号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

認第5号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

決算書の229ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,226万9,000円、2、歳出総額1,124万3,000円で、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は共に、102万6,000円でございます。

それでは、236ページをお開きください。歳入歳出決算事項別明細書の歳出からのご説明申し上げます。

1款霊苑事業費でございます。1項1目霊苑事業費では、756万8,752円の支出でございます。

す。

2 款諸支出金といたしまして、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費で、367万3,838円の支出でございます。

3 款予備費の支出はございませんで、以上、歳出合計1,124万2,590円でございます。234ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料として296万2,500円、2 項手数料、1 目霊苑手数料として7,200円、3 項使用料、1 目霊苑使用料として270万円の収入でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金といたしまして13万2,720円。

3 款繰入金といたしまして、546万円の収入でございます。

4 款繰越金といたしまして、100万6,600円でございます。

以上、歳入合計、235ページ一番下の、1,226万9,020円でございます。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

それでは、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の187ページをお願いいたします。まずはじめに、保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額31億4,440万4,000円、歳出総額30億156万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支額

とも1億4,284万円でございます。

次に、191ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,318万3,000円、歳出総額2,318万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。202ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では296万7,268円の支出、2項徴収費では144万5,151円の支出、3項介護認定審査会費では2,935万9,558円の支出でございます。

続きまして、203ページ、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳どおり、合計24億5,421万6,326円の支出でございます。

2目介護予防サービス等諸費では、同じく備考欄の内訳どおり、合計9,361万9,190円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、204ページ、2項その他諸費では300万2,263円の支出、3項高額介護サービス等費では7,930万1,126円の支出、4項特定入所者介護サービス等費では1億143万9,365円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、8,376万7,709円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、206ページをお願いします。2項一般介護予防事業費では、1,763万4,642円の支出でございます。

続きまして207ページ、3項包括的支援事業・任意事業費では、3,509万2,047円の支出でございます。

2ページめくっていただきまして、210ページをお願いします。4款基金積立金、1項基金費では、7,812万380円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、2,159万8,837円の支出。

6款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額33億7,199万8,000円に対しまして、支出済額30億156万3,862円、不用額3億7,043万4,138円でございます。

戻っていただきまして、196ページをお願いします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料では、7億3,706万9,160円の収入。

2款使用料及び手数料、1項手数料では、2万2,650円の収入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では5億1,904万6,246円の収入、2項国庫補助金では1億4,039万2,960円の収入でございます。

ページをめくっていただきまして、198ページをお願いします。4款1項支払基金交付金では、7億7,270万2,354円の収入。

5款県支出金、1項県負担金では4億1,442万7,132円の収入、2項県補助金では2,323万6,629円の収入でございます。

続きまして、199ページ、6款財産収入、1項財産運用収入では、8,451円の収入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では4億3,806万2,713円の収入、ページめくっていただきまして200ページ、2項基金繰入金の収入はございません。

8款1項繰越金では、9,818万4,412円の収入。

9款諸収入では、125万711円の収入でございます。

歳入合計、予算現額33億7,199万8,000円に対しまして、調定額31億6,191万4,122円、収入済額31億4,440万3,418円、不納欠損額344万4,860円、収入未済額1,406万5,844円でございます。

続きまして、211ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金（1）介護給付費準備基金では、前年度末で現在高2億500万6,000円でございます。決算年度中増減高7,812万1,000円の増で、決算年度末現在高は2億8,312万7,000円でございます。

次に、213ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、55万5,448円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では、2,262万7,874円の支出でございます。

3款諸支出金及び4款予備費の支出はございません。

ページをめくっていただきまして214ページ、歳出合計、予算現額2,730万円に対しまして、支出済額2,318万3,322円、不用額411万6,678円でございます。

戻っていただきまして、212ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では、2,087万9,153円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、230万4,169円の収入でございます。

3款諸収入、1項1目雑入はございませんでした。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額2,730万円に対しまして、調定額、収入済額とも、2,318万3,322円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。まずお聞きしたいのは、決算の成果報告書のほうで言ったほうが分かりやすいと思いますので、そちらのほうでお願いします。102ページです。家族介護支援事業ということで、ここに2つほど、3つありますけど、この2つの事業内容について伺ひいたします。

家族介護用品支給事業ということで、令和3年度末、紙おむつ受給者とあります。この紙おむつの支給についての基準、これがどうなっているのかということについて伺ひます。

それから、次の家族介護慰労金支給事業（地域支援事業分）とありますけれども、この家族介護慰労金という制度、これがどういう制度なのかということについてお伺いいたします。

それから、これちょっと数字が出なかったら仕方ないんですけども、分かる範囲でお願いします。決算書のほうになりますけど、204ページになります。2款保険給付費、1項給付諸費の2目介護予防サービス等諸費、204ページの事業でいくと3項高額介護サービス等費となっているところですね。高額介護サービスということですけども、これは所得に応じて一定金額以上の負担が生じた場合には、それ以上の分はここから補てんすると。それ以上、上限額以上を介護サービスを受けたときのサービス費を払わなくていいと、大変ありがたい制度なんですけれども、これ、成果報告書の97ページにそれぞれの認定者数が書いてあるんですね。要支援1から要介護5までですね。この高額介護サービス等のところで、この要介護3ぐらいから大体施設に入られる方が多いので、そういうところでこの高額介護サービス等が発生するのも分からないんですが、この認定の区分によってどの程度高額介護サービス等を利用される、それに該当する方がおられるのか、あるいは金額とか、そういう統計は取られているのかどうかお聞きします。なかったらこれはもう、今からいうことで仕方ないことですので、それだけお伺いします。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川です。よろしくお伺いいたします。

1点目のご質問の紙おむつの件ですけども、こちら令和3年度成果報告書にありますように、175名の方に支給しております。支給の要件といたしましては、対象者といたしまして、65歳以上のご高齢者の方で、在宅において介護を受けている方、介護の内容としましては、要介護4・5の方になります。なおかつ住民税が非課税世帯の方になりまして、常時失禁状態にある方となっております。

2点目のご質問の家族介護慰労金の内容につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、同じく要介護4及び5の方を、基準日が9月1日になるんですけども、それより前、1年の間、介護者の方が在宅で介護をしていた方につきまして支給させてもらってる慰労金になります。要介護4を介助している方につきましては年額1万円、要介護5を介助している方につきましては年額2万円、なおかつ基準の日から過去1年間にサービスの利用がなかった方で市民税が非課税の世帯の方については10万円、こういった支給内容になっております。

以上です。

杉本委員長 最後に何かもう1個ありませんか。

堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。よろしくお伺いいたします。

先ほどご質問いただきました高額介護サービス費の要介護度5との高額費につきましては、申し訳ございませんが、ただいま手元に資料がございませんので、またご回答させていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、紙おむつの支給事業ですけれども、これについては何年か前に基準が変わりまして、葛城市の場合は結構、常時失禁ということであれば、要介護認定かわりなく常時失禁ということで配布して、大変評判がよかったんですね。もちろんどこかで基準を設けなければいけないんですが、これは基本的に国基準ですね。国の基準だろうと思います。しかし、ここは言ってみれば独自事業というか、葛城市の要は自由にできるいうたらおかしいけど、葛城市の判断で結構できる事業だろうと思うんです。令和3年度の歳入歳出の差引きの繰越金を見ますと、この介護保険特別会計におきましてはかなり繰越金が出てるわけですね。これはページ数はどこでしたかね。1億円を超えるぐらいの繰越金が出てたと思います。190ページですかね。190ページの歳入歳出差引残高で1億4,000万円ぐらい出てるわけです。だから、私は多少なりとも、ここは前ほどかなり緩くて、すごく毎年紙おむつ代がだんだん負担が、支出が増えるということがありましたけれど、どこか葛城市独自にもうちょっと基準を緩めてもいいんじゃないかなというふうなことを考えて、お願いしたいところなんです。と申しますのは、実は高齢者の方、トイレが近い、トイレに行くまでなかなか歩けない、在宅の場合、そこまでに漏らしちゃうと、なかなか間に合わなくて。で、紙おむつをする。ところが紙おむつが高かったらどうするかといったら、もうできるだけ水を飲まないというふうな対処をされる高齢者が多いです。そのために、特に女性の高齢者の方は膀胱炎で入院される方、私の親戚、それから親族、それからご近所の方、結構多いんですよ。だから、そうすると、ここでまた医療費が発生するということになりますから、私は社会保険料全体のことを考えて、そうしたところに少し予防的にそういう給付をすることで、全体の社会保険料を抑制していくということにつながるというふうに思うので、本当にここは大変評判のいい事業でありました。それが急にこういう基準が厳しくなって、大変高齢者の方でこれに対しては批判的なご意見をお持ちの方がたくさん出たわけですけれども、1度また検討していただけたらと、これは要望になります。

それから家族介護慰労金についてですけども、これは在宅介護ということでやっておられる方、これは大変なご苦勞なので、これについても周知方、よろしく願いいたします。

最後、ちょっとややこしい数字のことをお聞きしましたのは、やっぱりさっき言ったように一定金額以上の高額な介護サービスを受けると、この介護保険からお金が出てるわけですね。そうすると、要介護の3、4、5、どの辺りが一番多いのか。そうすると、そこをそうならない予防、まさに予防事業ですよ。そのために何が必要かという政策が見えてくると思いますので、もうちょっとそういう分析ができるようになれば政策の説得力が出てくるのかなと思いますので、私は介護予防というのは非常に大事だと思ってます。今のおむつの話もそうですけれども、重症になって寝たきりになって介護施設に入ってこの高額介護の費用がどんどん出ていくようでは財政の圧迫要因になるので、そういう全体に元気な高齢者の方が最後までご自宅で誰の世話にもならず生活できるという、そういうふうなまちづくりが介護保険についてはすごく大事だと思いますので、そういう発想からご意見を申し上げました。

以上です。

杉本委員長 僕もこの紙おむつについて前も質問したと思うんですけども、制度が変わる前と今やっ

たら何人の差があるんですか。皆さん、ちょっとだけ質問させてもらいます。今、175人というのは分かるんですけども、前に質問させてもらったときに、この175人以外にもらえてた方々に対して、何か考えます、対策しますというのを答えていただいたと思うんですけども、その後の答えが来てないんですけども、この2つ答えてもらっていいですかね。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課、西川です。よろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問ですけども、紙おむつ、前年度、令和2年度が対象者314名でした。令和3年度が175名に減っております。対応策といたしましては、近隣の市部、あるいは町村に件数等、あと対象の該当してる方の調査を行いまして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 また今度聞きます。

ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。209ページの3款3項3目の、備考で言うと生活支援体制整備事業で、これの委託料ですね。生活支援体制整備事業委託料861万1,297円で、成果報告書だと102ページの6番目に書いてある社会福祉協議会に委託している事業なんですけれども、この事業内容について聞かせてください。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川です。よろしくお願ひします。

ただいまご質問の生活支援体制整備事業ですが、こちら社会福祉協議会のほうに委託している事業でございまして、既存の介護サービスにとどまらず、地域のボランティアの方や住民組織などの多様な主体が連携し、地域の支援体制づくりを求められているところでございますが、葛城市におきましても、生活支援コーディネーターという専門職を配置いたしまして、地域住民の居場所づくりや住民による支え合いづくりを進めている事業でございまして、

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。私は、第8期の介護保険事業計画の中にもちらっと書いてあって、生活支援コーディネーターの方を中心に、市民の方が自らそういう見守りとか手を差し伸べないといけない人たちにボランティアでサポートしていく仕組みづくりを今つくられているという感じでよろしいんですかね。大体、これは多分、長期に、すぐにはできない、完成しない事業だと思うので、どこで完成するのかなという、今、決算なんであれですけど、目標というか、どういう目安を付けられているのかお聞きしたいと思います。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川です。

目標といいますか、今、委員がおっしゃってくれはったように、こちらのほうは事業の内容としまして、地域のそういう意識づくりを醸成していくというのが主な目的になっており

ますので、数値ではっきり表されるものじゃないと思うんです。前年度、今年度、見させてもらいまして、各地域でいろんな活動がぼつぼつ生まれてきてます。それを継続していくのを我々がサポートしていく、そういった形を取らせてもらって、市全体的にそういうのが行き渡るような空気づくりを醸し出していききたい、そういうふうに考えております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ぜひ進めていただいて、市民の方自らが市民同士で助け合う葛城市になるのはすごく望むところですし、頑張っていていただきたいと思うんですが、ちょっと一言だけ。これ、長期にわたると思うので、今、委託してる金額がなかなか高額なので、それがいつまで継続するかというのが私としては心配なんですけど、見ていきたいと思います。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の柴田委員の関連ですけど、この社会福祉協議会に委託しているとありますけれども、今、どの地域で、何か所の地域でそういう活動をされてますか。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 具体的な地域と申しますか、第1層協議体、第2層協議体とございまして、第1層協議体自体は市部全体に行き渡っております。第2層協議体といいますのは、中学校校区ごと、いわゆる旧新庄、旧當麻で分けておりますけども、第2層協議体がそれぞれに協議体ごとに活動されているという形で統計としては取っております。大字ごとの件数としましてはたくさんあるんですけども、合計で23か大字になっております。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

これも、葛城市では大変よく頑張ってやっておられると私は思っております。様々な介護事業、とりわけ職員の方々には大変、本当に忙しそうにされてる課でありまして、ほかのところと比べても本当によくやっただいているなど感謝申し上げるところですけども、私が反対するのは、国の制度として制度の成り立ちを私は常々批判してまいりました。やはり半分は被保険者が負担するという制度の枠組みのために、介護施設ができるたびにもう介護保険料が上がっていくと。だから葛城市は比較的介護施設が多いと思います。全国住みやすさランキングの中にもそういう指標があったと思います。葛城市は、そういう点では施設も

たくさんあって、比較的介護サービスについても充実してる。ところが、それが料金に跳ね上がっていくということになります。私としては引き続き、本当に元気で高齢者の方が最後までご自宅でちゃんと過ごす期間が長いそういうまちづくりが必要だと思っておりますけれども、現状ではなかなか施設ができるたびに介護保険料が上がっていくという状況がありますので、この制度そのものも私たちは見直してまいりたいと思っております。

以上をもちまして反対の意見といたします。

杉本委員長 ほかに討論ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 私は、認第3号、令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の決算につきましては、保険給付費において計画値と比較いたしますと令和2年度の94.5%に比べ89%と、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値から10%以上減少した決算となっています。介護給付費準備基金については、令和2年度7,812万円が積み立てられたことにより、基金残高は2億8,312万円まで積み上がることとなりました。また、令和3年度は第8期事業計画の初年度ではありますが、基金を取り崩す計画であったところ、先日の令和4年度補正予算の審査においては反対に7,898万円が積み立てられる予定であり、やはり新型コロナウイルス感染症が大きく影響している決算であります。積み上がった基金については、次期計画において、第1号被保険者の保険料額のため適切に活用されるとのことでございます。また、事業面においては介護予防対策など地域支援事業の取組が定着したことなど、新型コロナウイルス感染症への対策を行いつつ、介護保険事業の健全な運営に努力されたことには一定の評価をするものであります。

今後、高齢者人口が増え、要介護認定者も増えていく中で、介護サービスを必要とする方とそういった方々を支える地域づくりのための生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを深化・推進し、支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護保険財政の円滑かつ適正な運営と新型コロナウイルス感染症への対策強化を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定についての賛成討論といたします。

杉本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

杉本委員長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決まりました。

次に、認第6号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

認第6号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。

決算書241ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,454万8,000円、歳出総額1,454万8,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

247ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、職員1名の給料等860万5,518円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では、認定審査会委員の報酬等538万4,272円の支出でございます。

2目市町村審査会費では、55万7,984円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして248ページ、歳出合計、予算現額1,810万円に対しまして、支出済額1,454万7,774円、不用額355万2,226円でございます。

戻っていただきまして、246ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では674万83円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では24万9,044円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では724万9,707円の収入、2目一般会計繰入金では30万8,940円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,810万円に対しまして、調定額、収入済額とも、1,454万7,774円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認第4号、令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしく願いいたします。

それでは、認第4号、令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

まず、217ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億8,441万7,000円、歳出総額3億8,402万6,000円、歳入歳出差引額は39万1,000円、実質収支額は同額の39万1,000円でございます。

それでは、223ページをお願いいたします。まず、歳出でございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の歳出総額でございますが、2,206万7,601円でございます。

次に、2目学校給食管理費でございますが、歳出総額が3億6,105万8,555円でございます。

めくっていただきまして、3目地方創生臨時交付金事業費で90万108円でございます。

歳出合計といたしましては、3億8,402万6,264円でございます。

次に、222ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、1億2,025万3,950円でございます。

次に、2款繰入金につきましては、2億6,350万円でございます。

次に、3款繰越金につきましては、62万3,084円でございます。

4款諸収入につきましては、4万680円でございます。

歳入総額といたしましては、3億8,441万7,714円でございます。

続きまして、225ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

令和3年度中の増減はございません。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 もう1点だけなんですけど、歳出の1項2目、224ページです。12節の委託料、食物性残渣廃棄物処理委託料というところの208万2,806円なんですけど、これは、予算は僕、確認できてないんですけど、残った分で、まあいうたら食べ残しの分でこれ値段が変わるんですかね。それをちょっと教えてほしいです。これ、何かということを教えほしいです。この食物性残渣廃棄物処理委託料、そこから。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしく願いいたします。

224ページのその食物性残渣廃棄物処理委託料なんですけれども、こちらはまず金額の出し方としては、1回当たり来ていただいて2万円、それにまた重さに関して1トン当たり1万4,000円というふうな支払い方をしております。どういうものを処理するかなんですけれ

ども、まず調理のときに出てくる食物くずとといいますか、野菜くず、それから子どもたちに給食を出して返ってきたその残渣、残り、そちらも含めております。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。昨日も牛乳の紙パックのやつで議論、それはクリーンセンターのごみの処理の話で議論になってたんですけど、ここにあるのその牛乳とかのその残渣物というのは、それはここでは取ってもらえへんというか、そうなんですかね。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 まずこの食物残渣なんですけども、基本的には水分をカットした後のもので処理していただいています。それから、牛乳なんですけども、そもそも牛乳の納品は学校に直接入ります。そこから牛乳パックが出てくるので、給食センターからの残渣にはそもそも乗っかってこないという形になります。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 学校にそれ納入されるかどうかは別として、前は給食センターのところからで、今、回収したものをクリーンセンターに持っていったということをちょっと聞きましたので、納入はそやからそれは直接かどうかそれは分かりませんが、どっちにしても給食センターのほうから向こう、クリーンセンターにその紙パックを持っていったということは聞いているので、それはあれとして、分かりました。要は、飲み物というか、液体物は取ってもらえへんというところなんですね。分かりました。昨日それずっと考えてて、うちの息子に、今、紙パックになったのは2年ぐらい前かららしいんですけど、今、小学校6年生なんですけど、ミルメークどないしてんねんというてね。ほんなら、息子がほんまに残念そうに、ほんまに残念やねんと。ミルメークがないねんと。何かすごい残念そうになってるんですよ。だからその辺、ミルメークが欲しい子どもは多分おると思うので、今それ紙パックに変わっていくけど、ミルメークどうにかできたらなと、ミルメークを。

以上です。これは意見ですけどね。

杉本委員長 牛乳を給食センターに納品してもらって各学校に配るのは、とんでもなく無理ですか。
板橋理事。

板橋教育部理事 配送の車に入る量とといいますか、その中に牛乳を入れちゃうと、配送をもう一回行かないといけないということもあるので、ちょっと難しいと思います。

ミルメークも答えさせていただいていいですか。ミルメークも実は検討はしています。ただ、その牛乳パックの廃棄に関しては、アレルギーの子どもがいるからという話がいつとき出てまして、どうしても紙パックにチューブみたいなんでミルメーク入れるんです。昔でしたら牛乳瓶に粉入れてたんですけども、チューブみたいなんです。それ、また手で蓋して振らないと混ざらないので、どうしてもそのアレルギーの子どもにかかったらどうしようということで、そこら辺の検討を今してるところです。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。関連で、瓶から牛乳パックになったときに、これ金額変わったんですかね。給食の材料費として、牛乳瓶の牛乳代と牛乳パックの分は変わったのか、これが1つですね。

それから、もう一つお伺ひしますけれども、222ページのところに1款分担金及び負担金の1項負担金のところ、ここに学校給食負担金ということで、これは保護者の方が支払われる分だろうと思います。その下の2款繰入金では、一般会計から繰り入れているものがあると。これを足して主にこの歳入で給食の副食費、その他人件費を賄っているわけですが、この一般会計からの繰入金はどのような計算でこの金額として繰り入れているのか。このことについて伺ひたいんです。定額毎年送っているのか、あるいは生徒人数当たり幾らの一般会計から割り当てとなっているのか、あるいは副食費との関係でこういう金額を割り出しているのか、その算定基準、これをお聞きします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

まず、牛乳の価格なんですけれども、瓶から紙パックに変わったことによって、ちょっと調べさせていただいたんですが、今、詳細持ってきてないんですけども、ほとんど変わってないです。そのままの単価だと、むしろ値上がりしています。

それから、2点目のご質問の一般会計の繰入金なんですけれども、こちらにつきましては基本的にはこの給食調理における調理委託料、これも全部全てこちらの繰入金に入ってきます。基本的には学校給食の食材費に関しては保護者からいただくというふうに学校給食法ではなっていますので、そちら以外は繰入金ということで解釈いただきたいと思います。今回、令和3年度は4か月分の給食費を無償化させていただきましたので、そちらがこの中に入っているということです。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 牛乳パックの件はもう致し方ないですね。業者があることだし、業者は業者の事情があるということで、本当は産業廃棄物代ぐらひは引いてくれよというところなんですけど、これはもうやむを得ないですね。分かりました。

それから、一般会計からの繰入金は、要は調理委託料等ですね。食材費は保護者負担と。そうすると今、大変な値上がりは食材費、世間では小麦も含めて、もうどんどん値上がりしていくということなので、これについての対応は保護者にかかっていると、今の答弁だったらそのようにも思えるんですけども、そういうものなのかどうか。決算には関係ないから何とも言えないんですけど、そういうのが原則だということですね。何かあればお願ひします。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 学校給食法上は食材費は保護者の負担とはなっておるんですが、こちらにつきましては、ちょっとややこしいんですけど、経費の負担関係を明らかにするためにあります。た

だ、ちょっと古い通達で昭和34年の通達なんですけれども、保護者の負担を軽減するために設置者が保護者に代わって学校給食費を持つことを禁止しているものではありませんということなので、あとは市の裁量かなと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 今のその保護者負担の件でございますけれども、224ページですね。ここに2億646万8,969円、この金額ですかね。本来、保護者負担といわれる原材料費というのは、この金額ですね。それに対して現状の保護者が負担していただいている金額との乖離分、恐らく下回ってる部分何ぼかあると思うんですけれども、本来はこれやけども現状はこれやというのんが分かれば教えてください、参考のために。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 令和3年度なんですけども、ちょっと乖離が大きく見えます。先ほども言いましたように4か月分の減免をしております、それが小学校・中学校・幼稚園合わせまして約5,877万円、これが減免分として一般会計から入っております。それ以外の方で増田委員おっしゃってるようなその食材としての原材料費から足が出てるという大変ですけども、その分は計算上は2,700万円ぐらいが、もし減免なかったとしたら一般会計から食材費に向けて入っているということです。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ということは、2億600万円プラス2,700万円ぐらいの保護者負担やけども、いろんな減免措置でそれを下回るような負担に収まっているけども、その負担がなかったら差額が2,700万円ぐらいやということですね。分かりました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 関連で確認だけします。今の減免がなかったらという部分のところなんですけども、これは本来の消費税の転嫁、見送りになってましたよね。8%のときにやっこの給食費が上乘せになって、それ以降、据置きのまま来てると思うんです。その分と考えていいんですか。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 その分です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 了解いたしました。またどっかの段階で、その消費税の転嫁のところをずっと見送りで来てて、保護者のほうに話ししないまま市が負担してるという形になってますので、1回、その実情をどこかで話す、学校給食運営委員会かな、話すべきかなと思いますので、またどういうタイミングがいいか分かりませんが、その辺を説明してあげたらどうかなという形で思います。お願いします。結構です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第8号、葛城市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

それでは1ページをお願いいたします。水道事業報告書でございます。記載の金額は消費税込みの金額となっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額合計7億7,747万円に対し、決算額は8億1,193万4,481円で、3,446万4,481円の増となりました。支出では、水道事業費用予算額合計6億8,046万円に対し、決算額は6億4,473万3,112円で、3,572万6,888円が不用額となりました。

ページめくっていただきまして、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入では、予算額合計5,865万8,000円に対し、決算額は1,009万9,029円で、4,855万8,971円の減となりました。支出では、予算額合計4億819万8,000円に対し、決算額は3億3,934万5,135円でございます。地方公営企業法第26条の規定により、1,654万4,000円を翌年度に繰り越し、5,230万8,865円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。水道事業報告書でございます。

まず、1、概況(1)総括事項の営業についてでございます。令和3年度末の給水戸数は、前年度より113戸増の1万4,968戸で、給水人口は20人増の3万7,621人となりました。年間有収水量は、経済対策の一環として水道料金の基本料金4か月分の免除を行った前年度より30万立方メートル増の442万立方メートルで、有収率は96.61%となりました。前年度、括弧書きの数値97.00%より0.39ポイント減となったものの、依然高い率となっております。なお、一日平均配水量は1万2,536立方メートルで、ピーク時には一日最大1万3,850立方メ

ートルを配水いたしました。

17ページに移りまして、建設改良についてでございます。令和3年度は當麻地内配水管新設工事、兵家浄水場非常用発電装置設置工事及び兵家浄水場緩速ろ過池更生工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。

次に経理についてでございますが、地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、収益的収支については税抜き金額で水道事業収益7億4,951万9,859円に対し、水道事業費用は6億1,288万6,012円で、1億3,663万3,847円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で収入額1,009万9,029円に対し、支出額は3億3,934万5,135円で、資本的収支の不足額3億2,924万6,106円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんいたしました。

18ページに移りまして、(2) 経営指標に関する事項でございます。

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、動力費、修繕費及び減価償却費の増加等により費用が増加したものの、有収水量の増加に伴う給水収益の増加により、前年度比4.84ポイント増の122.29%となり、健全経営の水準とされる100%を上回りました。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比4.21ポイント増の116.61%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っています。一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.86ポイント増の54.00%となりましたが、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.51ポイント減の6.97%、当該年度に更新した管路延長の割合を示す管路更新率は、前年度比0.05ポイント増の0.49%にとどまっています。これは法定耐用年数を経過した管路の更新を優先して実施しているものの、その更新が施設全体の老朽化に追いついていないためであり、今後は現在の経営状況を維持しつつ計画的に施設の更新を進めていく必要がございます。

次に、損益計算書につきましてご説明いたします。4ページにお戻りください。

1、営業収益は6億2,372万8,568円、2、営業費用は6億751万9,614円で、1,620万8,954円の営業利益となりました。

5ページに移りまして、3、営業外収益は1億2,579万1,291円、4、営業外費用は536万6,398円で、営業外収益と営業外費用の差額は1億2,042万4,893円となり、営業利益にこの額を加えた額1億3,663万3,847円の経常利益となりました。当年度純利益も同額で、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円を加えました当年度未処分利益剰余金は18億626万8,488円となりました。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。こちらの明細書の金額につきましては、消費税抜きの金額で記載しております。

まず収入の部でございますが、1款水道事業収益は7億4,951万9,859円でございます。1項営業収益は6億2,372万8,568円で、1目給水収益では5億7,082万1,572円、備考欄記載のとおり、供給単価は129円13銭となりました。

2目受託工事収益は246万8,800円、3目その他営業収益は5,043万8,196円でございます。

2項営業外収益は1億2,579万1,291円で、1目受取利息及び配当金は85万1,797円、3目長期前受金戻入は1億2,339万2,474円、4目雑収益は154万7,020円でございます。

続きまして、25ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用は6億1,288万6,012円で、備考欄記載のとおり、給水原価は108円93銭となりました。

1項営業費用は6億751万9,614円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費では2億5,215万1,204円の支出でございます。職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費と原水の取水並びに原水のろ過滅菌に係る設備の維持及び作業に要する費用でございます。

26ページに移りまして、2目配水及び給水費では、2,975万6,471円の支出でございます。職員1名及び会計年度任用職員1名の人件費と浄水の配水に係る設備及び給水装置に附属する量水器、その他の設備の維持及び作業に要する費用でございます。

次のページに移りまして、3目受託工事費では、753万4,267円の支出で、職員1名の人件費と受託工事に要する費用でございます。

次に、4目総係費では7,127万485円の支出で、職員3名及び会計年度任用職員3名の人件費と事業活動全般に関連する費用並びに料金の徴収業務に要する費用でございます。

28ページに移りまして、5目減価償却費では、2億4,066万9,280円の支出でございます。

次に、6目資産減耗費では、570万4,757円の支出でございます。

7目その他営業費用では、43万3,150円の支出でございます。

次に、2項営業外費用は536万6,398円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で536万1,908円、2目雑支出で4,490円を支出いたしました。

次に、30ページからの資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。こちらの明細書の金額につきましても消費税抜きの金額となっております。

まず、収入の部でございます。1款資本的収入、4項1目負担金その他諸収入で918万936円の収入でございます。

31ページに移りまして、支出の部でございます。1款資本的支出の合計額は3億1,440万7,541円でございます。その内訳といたしまして、1項建設改良費、1目浄水設備費で9,465万3,989円の支出でございます。職員1名の人件費と浄水施設整備事業に要する経費でございます。

2目配水設備費で1億5,917万6,423円の支出でございます。職員1名の人件費と配水施設整備事業に要する経費でございます。

32ページに移りまして、4目固定資産購入費では、742万1,163円の支出でございます。

次に、2項1目企業債償還金では5,315万5,966円を償還いたしました。

次に、6ページからの貸借対照表につきましてご説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は7ページに記載のとおり、56億4,975万9,538円でございます。

2、流動資産合計は16億7,703万5,597円で、資産合計は73億2,679万5,135円でございます。次に、負債の部でございます。3、固定負債合計は、1億1,855万4,313円でございます。

8ページに移りまして、4、流動負債合計は、2億3,815万4,911円でございます。

5、繰延収益合計は23億2,777万3,385円で、負債合計は26億8,448万2,609円でございます。最後に、資本の部でございます。6、資本金合計は、14億8,125万9,422円でございます。

9ページに移りまして、7、剰余金合計は31億6,105万3,104円で、資本合計は46億4,231万2,526円、負債資本合計は73億2,679万5,135円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは2億6,803万8,845円のプラス、次のページに移りまして、2、投資活動によるキャッシュ・フローは2億5,507万639円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローは5,315万5,966円のマイナスで、合計4,018万7,760円の資金が減少いたしました。資金期末残高は15億32万7,445円となっております。

最後に、剰余金処分計算書につきましてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。一番右の列をご覧ください。未処分利益剰余金、当年度末残高18億626万8,488円のうち、1,663万3,847円を減債積立金に、4,800万円を利益積立金に、7,200万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、合計1億3,663万3,847円を処分いたします。処分後の残高16億6,963万4,641円につきましては、繰越剰余金とさせていただきます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと単純なことなんですけれども、今の資産ですね。固定資産はもうしゃあないんですけれども、よくありますよね。今は県域水道一体化調査特別委員会でもいろんな資料が出てきますけど、各市町村で例えば内部留保金という言い方してるかどうか分からんけど、資産、それと負債というふうな形でよく出てくるんですけど、つまり利益剰余金のことを言ってるのか、それともキャッシュ・フローで今、手元にある現金を言ってるのか、私ちょっとよく分からないんですけれども、ここにあるのは正確なちゃんとした経営上の文言になってるんですけど、いわゆる一般的に市町村比較でよく言われてる負債がこれぐらいあると。大和郡山市は8億円ぐらいあるとか、葛城市の場合はどれだけあるのかという、よくそういう比較の中で語られている数字としてはどの数字を取ってるのか私もよく分からないので、それが幾らあるのかというのを教えてください。それからあと、実際に様々な活動をされてる中で、この……。出てこないね。それだけ先に教えといてください。

杉本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、決算書の資本の部を確認していただけたらと思います。資産の部の6ページの貸借対照表を確認していただけたらと思います。こちらのほうといたしましては、そちらのほう

に載っておりますとおり、まず7ページに投資その他の資産で長期貸付金としまして2億6,750万円の資産がございます。あと、流動資産、現金・預金としてはそこに記載されております15億32万7,445円、これが年度末としては現金を所有してる金額となっております。

もう一つは9ページになります。9ページのところに記載されております剰余金、利益剰余金といたしまして31億6,105万3,104円につきましては、14ページに記載されております剰余金16億6,963万4,641円と、それから令和3年度の未処分利益剰余金として上げております当年度未処分利益との合算といたしまして、剰余金31億6,105万3,104円。この16億6,934万4,000円につきましては、この資金の裏づけがないため使用できる剰余金とはなっておりませんので、15ページの剰余金計算書の記載されておりますこの金額は、剰余金は毎年この同額を繰り越して毎年積み立てられないお金ということになっておりますので、これにつきましては会計上の概念の数字と考えていただけたらと思います。

現金といたしましてはそこに書いてあるとおり、資産といたしましては16億7,703万5,597円が資産として考えていただけたらと思います。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 16億円ということですね。ちょっと負債のほうはなかったの、負債のほうは幾らあるのか。よくありますやんか。ここ、どっさり現金あって負債がないとかいうふうなことがあるんだけど、現金が16億円ということで、これは貸付金も入ってるんですね、全部。例えば、土地開発公社なんか貸付金ありますやんか。それも取り戻したら資産になるわけで現金化できるわけやけども、この16億円の中に入ってるのかな。それとあと、負債のほうをお聞きします。

杉本委員長 福森課長。

福森水道課長 今の16億7,700万円につきましては、これは土地貸付金は入っておりませんので、これと合算していただいた金額が資産としてなっております。

杉本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

ちょっと補足させていただきますと、ちょっと整理させていただきます。

まず6ページ、貸借対照表をお願いいたします。一般的に資産の議論のときに用いられる資産という概念がその場によって変わるかということもございますので、まずもって7ページに下線二重線で記載されております73億2,600万円余りというのが、水道事業が抱えている総資産という形になります。そのうち、その1行上の16億7,703万5,597円という数字は流動資産という表記になりますので、こちらにはその現金・預金を含めて未収金も将来現金になるというところで、この部分を捉えて資産として議論される場合もあろうかとございます。貸付金につきましては、その一番上の行、(イ)長期貸付金2億6,750万円、これが長期で貸し付けておる金額でございます。一方、負債につきましては、まず7ページの企業債1億1,855万4,313円と、次のページの流動負債合計2億3,815万4,911円、この部分が通常、負債と呼ばれるところでございます。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よく分かりました。7ページのところの(2)の(イ)長期貸付金2億6,000万円と、それから2の(7)その他流動資金16億7,700万円、これを足したもののということですから、大体19億円ぐらいが現金化できる資産で、そして負債は先ほどありました7ページの(1)の企業債、これは1億1,000万円ですか。それから次のページの流動負債のところですね。一番右端の2億3,800万円ということですから、負債は非常に少ないと思いますけど、それぐらいのことで葛城市の大体よく言われている財産、それから借金ということ、分かりました。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 18ページです。経営指標に関する事項ということ。ここで経常収支比率が非常によくなってるのか、料金回収率が非常に高くなってるのは、基本料金をコロナの関係で免除したことで料金回収ができる、高くなったということが影響してるということは分かりました。だから、臨時的にちょっと高くなっているんだなと理解いたしました。

その上でですけど、ちょっと分かりにくかったんですけど、管路経年化率と管路更新率とあります。管路経年化したものについて管路を更新していったということなので、例えば令和3年度だったら0.49%ほど管路更新したので、管路経年化率が7.48%から6.97%に減少していったというふうに理解していいんでしょうか。この関係がよく分からなかったのご説明、先ほどの説明だとちょっとあれっと思うような説明があったので、そこをもう一回お願いいたします。

それからもう一つですけど、資本的支出になると思うんですけども、資本的支出で、言ってみれば浄水場の整備と、それから管路の整備、令和3年度では内訳、それぞれ管路更新にこれだけ使った、それから浄水施設についてはこれだけ、配水池もあるかもわかりませんが、施設ですね。いわゆるその他の施設でどういう割合だったのか、3億5,000万円ぐらい施設整備ということで使われているので、その内訳についてお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの管路経年化率、これにつきましては耐用年数の超過した分の率が令和3年度で6.97%で、その超過した分、要するに耐用年数過ぎてる分の更新を令和3年度で配水管布設替工事したその割合を出したのが管路更新率ということで、0.49%という形となっております。

もう1点が、配水設備費とそれから浄水設備費につきましては、浄水設備費につきましては金額として上がってのが8,961万1,880円、これにつきましては各浄水場の機器の更新、それから緩速ろ過の砂上げの工事、要するに浄水設備につきましては浄水場の関係の工事として8,961万1,880円となっております。配水設備につきましては、配水管の布設替え工事、それからそれに伴う舗装工事として、金額として1億4,595万8,800円となっております。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。もう一回、18ページのところだけもう一つ分かりにくかったので、計算で分母が何なのか、分母が同じなのかどうかだけ聞きますね。管路経年化率というのは、葛城市全体の管路の中で要は経年化しているものが6.97%あると。それから管路更新率というのは、葛城市内の管路全体の中で管路更新率が0.49%というふうに捉えたらいいんですかね。分母は同じですね。それだけ、ちょっと。

杉本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、管路経年化率につきましては、法定耐用年数を越えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合をお示ししています。法定耐用年数の出た管路延長割る、今の全体の管路延長という形で、それを100%掛ける率を表したものであります。管路更新率につきましては、当年度更新した管路延長に対して全体の管路延長で割ったものであります。これが先ほど説明した0.49%となっております。

以上でございます。

杉本委員長 よろしいですか。

谷原委員 結構です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 分母と分子、日本語で言うてくれはったほうが分かりやすかったのかなと思うんですけども、4ページの営業費用のところなんです。今後でええと思うんです。今日別に恐らく出てけえへんと思うんですけども、営業費用6億751万9,614円に対して、原水浄水比率、要するに割り算してもろたら、こんな簡単に割り算で出る数字やと思うんです。要するにさっきの総括質疑でもお尋ねしたように、全体の費用に占めるそれぞれの費用が何%ぐらいあのか。これをここで言うてええんかな、県域水道一体化、要するに他市、他団体はどのぐらいの費用バランスで構成されてんのか。極端に葛城市が減価償却費が多いんかとか、そういう分析も今後あの議論の中で必要になってくると違うかなと。葛城市だけしか見てないし、葛城市の財政をいろいろと分析するときには、他団体のこの費用のバランスというのもちよっと参考にしたいなという私の思いもあるので、お願いですので、ほかの市町村の加入予定団体の、分かりますかね。公開されてんのかな、会計、令和3年度のね。令和2年度比較でも結構ですわ。前からずっと言うてますように、葛城市の水道料金が安いという原因究明を私はせなあかんと思う。原因究明しようと思うたら、この費用が極端にほかの団体よりも少ないねんというのが根拠になってくるので、私はここの分析をしたいなと、ちょっと教えていただきたいなという思いがあるので、よろしくお願ひしときます。今日はもう結構ですので、分からんと思うんで。

杉本委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

最後に、認第9号、令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました認第9号、令和3年度葛城市下水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、これが2回目の決算となります。

それでは1ページをご覧ください。下水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込みとなっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益予算額合計12億4,337万5,000円に対し、決算額は12億4,441万1,524円で、103万6,524円の増となりました。支出では、下水道事業費用予算額合計12億503万2,000円に対し、決算額は11億9,297万842円で、1,206万1,158円が不用額となりました。

2ページをお開きください。次に、資本的収入及び支出の収入では、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額を含めた予算額合計4億8,092万2,000円に対し、決算額は4億7,022万2,000円で、1,070万円の減となりました。支出では、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含めた予算額合計9億948万8,000円に対し、決算額は8億9,385万8,667円で、1,562万9,333円が不用額となりました。

ページ飛びまして16ページをお願いいたします。下水道事業報告書でございます。

まず1、概況(1)総括事項の業務状況についてでございます。令和3年度末の処理区域内人口は3万7,251人で、前年度と比較し43人増加いたしました。水洗化人口は3万4,685人で163人増加いたしました。年間有収水量は379万4,371立方メートルとなりました。なお、業務量につきましては20ページに記載がございます。

次に、建設改良についてでございます。令和3年度は柿本地区と北花内地区で管渠布設工事を実施し、汚水ます設置工事及び舗装復旧工事等を施工いたしました。

次に経理についてでございますが、収益的収支につきましては、こちらは税抜き金額でございます。下水道事業収益12億888万3,872円に対し、下水道事業費用は11億6,282万1,650円

で、4,606万2,222円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、こちらは税込み金額で、収入額4億7,022万2,000円に対し、支出額は8億9,385万8,667円で、資本的収支の不足額4億2,363万6,667円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補てんいたしました。

17ページに移りまして、(2)経営指標に関する事項でございます。

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、営業外収益の減少による収益の減少により、前年度比2.73ポイント減の103.96%となりましたが、健全経営の水準とされる100%は上回っています。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比2.98ポイント減の54.81%となり、事業に必要な費用を使用料収益で賄えていないためであり、今後は経費削減等に努め、適正な事業運営に努めていく必要がございます。償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.11ポイント増の6.23%となりました。なお、法定耐用年数を経過した管渠はございません。

4ページにお戻り願います。損益計算書でございます。

1、営業収益は3億5,585万192円、2、営業費用は10億1,803万8,642円で、6億6,218万8,450円の営業損失となりました。

5ページに移りまして、3、営業外収益は8億5,303万3,680円、4、営業外費用は1億4,478万3,008円で、営業外収益と営業外費用の差額は7億825万672円となり、先ほどの営業損失にこの額を加えた額、4,606万2,222円の経常利益となりました。

5、特別損失はございませんので、当年度純利益も同額の4,606万2,222円でございます。

また、当年度未処分利益剰余金も同額でございます。

ただいまの損益計算書の内訳につきまして、収益費用明細書でご説明申し上げますので、23ページをお願いいたします。こちらの明細書の金額につきましては、税抜き金額となっております。

まず収入の部でございますが、1款下水道事業収益は12億888万3,872円でございます。

1項営業収益は3億5,585万192円で、1目下水道使用料は3億5,546万4,562円、3目その他営業収益は38万5,630円でございます。

2項営業外収益は8億5,303万3,680円で、3目他会計補助金は5億1,433万円、4目補助金は1,280万円、5目長期前受金戻入は3億2,588万4,884円、6目雑収益は1万8,796円でございます。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1款下水道事業費用は、11億6,282万1,650円でございます。

1項営業費用は10億1,803万8,642円で、その内訳といたしまして、1目管渠費では4,344万9,521円の支出でございます。職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費と管渠布設の維持管理等に要する費用でございます。

25ページに移りまして、3目業務費では、1,041万3,140円の支出でございます。下水道使用料徴収業務に要する費用でございます。

次に、4目総係費では、2,032万9,713円の支出でございます。職員2名及び会計年度任用職員1名の人件費と事業活動の全般に関連する費用及びその他の業務に要する費用でございます。

26ページをお願いいたします。5目減価償却費では、7億1,609万9,049円の支出でございます。

6目資産減耗費では、1円の支出でございます。

次に、7目流域下水道維持管理負担金では、2億2,774万7,218円の支出でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、1億4,478万3,008円の支出でございます。

27ページからの資本的収支につきましてご説明申し上げます。こちらの金額も税抜き金額となっております。

1款資本的収入の合計額は4億7,022万2,000円でございます。その内訳といたしまして、1項1目企業債で3億5,730万円、3項1目他会計補助金で1億992万2,000円、4項1目補助金で300万円の収入でございます。

ページめくっていただきまして、支出の部でございます。

1款資本的支出の合計額は8億8,848万207円でございます。

1項建設改良費で7,159万1,451円の支出で、その内訳といたしまして1目下水道建設費で5,358万1,316円の支出でございます。職員2名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。

次に、2目流域下水道建設負担金で1,669万7,891円、3目固定資産購入費で131万2,244円の支出でございます。

次に、2項1目企業債償還金では、8億1,688万8,756円を償還いたしました。

次に、6ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は213億3,078万967円、2、流動資産の合計は9,758万6,441円で、資産合計は214億2,836万7,408円でございます。

8ページに移りまして、負債の部でございます。

3、固定負債合計は76億5,300万7,793円、4、流動負債合計は8億4,672万988円、5、繰延収益合計は97億57万8,110円で、負債合計は182億30万6,891円でございます。

9ページに移りまして、資本の部でございます。

6、資本金の合計は31億8,199万8,295円、7、剰余金合計は4,606万2,222円で、資本合計は32億2,806万517円、負債資本合計は214億2,836万7,408円でございます。

12ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは4億2,198万8,220円のプラス、2、投資活動によるキャッシュ・フローは6,860万5,451円のマイナス、13ページに移りまして、3、財務活動によるキャッシュ・フローは3億4,666万6,756円のマイナスで、それらの合計671万6,013円の資金が増加いたしました。資金期末残高は2,033万3,210円となっております。

15ページをお願いいたします。最後に、剰余金処分計算書につきましてご説明申し上げます。

す。

一番右の列をご覧ください。未処分利益剰余金当年度末残高4,606万2,222円のうち、4,306万2,222円を減債積立金に、300万円を建設改良積立金にそれぞれ積立いたします。よって、全額処分するために繰越利益剰余金は0円となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 監査委員の方から本会議の初日に報告あった中で、この下水道事業会計についてもご指摘ありました。そのことについて少しお伺いします。

17ページですね。経営指標の推移ところで、経費回収率、このことをご指摘されたんですね。令和3年度で54.8%と、奈良県でも平均では6割超えてるというふうなことで、全国的なというふうな話もあったかと思うんですが、ここである下水道使用料金は決算書の中を見れば分かるんですけど、この汚水処理費というのはどの費目を合計したものなのか、これについて1つお伺いします。

それからあと管渠の老朽化率ですけれども、今のところはゼロということですが、下水道の場合、管渠の法定耐用年数は何年で、今、葛城市はまだゼロということですが、新しいということなんですけど、最も古いもので大体何年ぐらい経ってるのかということについてお願いします。今後、この老朽化対策等も出てこようかと思しますので、そのことについてお伺いいたします。

杉本委員長 野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問ですけれども、汚水処理費といいますのは、下水道事業費用から一般会計が負担すべき公費負担分を除いた分となりまして、令和3年度といたしましては、下水道事業費用が11億6,282万1,650円でございます。そこから一般会計の負担金5億1,433万円を引きました6億4,849万1,650円となります。

次の質問の耐用年数ですけれども、下水道については耐用年数は50年となっております、一番古い管で兵家のイトーピアになるんですけども、昭和50年に布設されている管がございます。ですので、現在で46年は経過しているということになります。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。また、最初のほうですけれども、どの費目かというのはまたお伺いに行きます。ありがとうございます。イトーピアでもう既に46年ということですので、古いところはそういうことがあると、分かりました。ありがとうございます。

杉本委員長 ほかに質疑はありますか。

増田委員。

増田委員 少し教えといていただきたい。今日じゃなくてもいいんですけども。下水道総延長に対

する1世帯当たりの延長、長さ、どのぐらいかなとイメージしたいので。それが12市の平均がどのぐらいでという、ちょっと普及率とまた違うと思うので、出ますかね。全国平均、全国1戸当たりの総延長、下水道の長さ。いろいろと私も、こういう物差しでこの企業の今後の経営、ちょっと大事なところかなというふうに感じたので教えていただきたいと思いますので、今答えられたら、少なくとも葛城市の人口当たりでも結構ですし、それ出ますよね、すぐね。

杉本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

今、世帯当たりと言われたので、それが公表されている数字があるかなと頭の中で探ってたんですけど、人口当たりでしたら、これも令和2年度決算数値にのった事業の計算はできるかと存じますので、後日お示ししたいと思います。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 結構ですよ。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を認定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようでしたら、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆さん、ありがとうございました。3日間お疲れさまでした。不手際の多い委員長で申し訳なかったですが、1日こんだけの人の名前を呼んだんは初めてなので、皆さんの名前、やっと覚えました、ほんま。慎重審議ありがとうございました。感謝申し上げます。理事者の方々もご丁寧な答弁をありがとうございました。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後5時37分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

杉本 訓規

決算特別委員会副委員長

奥本 佳史